

令和8年3月30日(月) 午前11時  
甲府地区建設会館会議室

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 長 選 出 (議事録署名人指名)

4. 議 事

(1) 令和8年度  
県建協理事会・通常総会等の日程(案)について …… (資料1)

(2) 甲府河川国道事務所提出資料の簡素化について …… (資料2)

(3) 自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて …… (資料3)

(4) 公共工事設計労務単価(R8年3月1日改定)の運用特例措置について …… (資料4)

(5) 令和8年度 国土交通省  
土木工事・業務の積算基準等の改定について …… (資料5)

(6) 総会記念品について …… (資料6)

(7) 親睦チャリティーゴルフコンペ開催について …… (資料7)

(8) そ の 他

I 熱中症対策アンバサダー講座について …… (その他 資料①)

II 無人航空機操縦士(2等)資格取得支援について …… (その他 資料②)

III 各部会報告 …… (その他 資料③)

5. 監 事 講 評

6. 閉 会

令和8年度 4月～6月

## 正副会長会議・(常任)理事会・通常総会 日程(案)

4月7日(火) 山梨県建設会館2階・4階

10:00～ 定時正副会長会議

11:00～ 定時常任理事会

4月28日(火) 山梨県建設会館2階・4階、ホテル談露館

9:00～ 正副会長会議 建設会館2階打合せ室

10:00～ 常任理事会 建設会館4階会議室

11:00～ 理事会(火薬類保安協会) 建設会館4階会議室

11:30～ 理事会(建設業協同組合) 建設会館4階会議室

12:00 建設業協会理事、監事集合 昼食 ホテル談露館2階クリスタル

12:30～ 理事会(建設業協会) ホテル談露館2階クリスタル

12:30 建災防理事、監事(建設業協会理事以外)集合 昼食

ホテル談露館2階アメジスト

13:15～ 理事会(建災防) ホテル談露館2階クリスタル

5月19日(火) 通常総会 アピオ甲府タワー館 4階 光華の間

13:30～ 建設業協会

14:35～ 建設業協同組合

15:15～ 建災防

■山梨県建設業協会からの要望

- 「競争参加資格申請書」については、必要証明書等の提出の簡素化がなされていないことから、「競争参加資格申請書の締結、災害活動の実態、賃上げ等の書類を事前に受付ける「事前受付制度」の採用をお願いしたい。
- また、災害協定の構成員である事を証明するためには、「団体が締結している協定書の写し、及び協定の構成員である事」両方の資料提出が必要。
- 以上の状況から、災害協定締結の証明（協定書の写し）は発注者が入手し、協定の構成員である証明（加入証明書）は申請者が入手・提出する等、簡素化を希望。
- なお、山梨県発注工事においては建設業協会が提供する協定社名簿にて確認する制度に変更されている。

■甲府河川国道事務所対応方針（案）

- 甲府河川国道事務所と締結した災害協定、及び山梨県土木整備部と（一社）山梨県建設業協会が締結した災害協定については発注者が確認・審査することとし、競争参加者からの協定書写しは求めない。
- 発注者が確認・審査に使用する協定会社名簿は、年度当初に山梨県建設業協会より入手。
- 関東地方整備局本局、地方公共団体、特殊法人等との災害協定については、従来どおり協定書の写しを添付する。
- 河川工事については富士川砂防事務所や中部地整との連携が生じることから、まずは道路工事のみ試行対象とする。
- 本試行は、令和8年度8月より運用し、今後、その他の試行（賃上げ等）についても拡大していきたい。

<参考> 山梨県の取り組み状況

- 年度当初、発注者が建設業協会から協定会社名簿を入手。
- 協定締結の有無については発注者が確認・審査を行うことから、競争参加者からの資料提出（協定書の写し）を求めない。
- なお、写しの提出が不要であることについて、入札説明書への特段の記載はない。

■ 入札説明書 7.総合評価の項目 (1) 評価の項目 ① 企業の技術力 地域貢献度

現 行

改定案

<p>地域貢献度 災害協定の有無 「施工都県内に本店（本社）・支店・営業所を有する企業において、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無</p>	<p>「甲府河川国道事務所」、山梨県内における「地方公共団体」と締結した災害協定あり 「関東地方整備局本局」と締結した災害協定（都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等）あり 山梨県内における国の機関・特殊法人等と締結した災害協定あり 協定なし</p>	<p>2 1 1 0</p>
<p>(地域貢献度) 災害協定等に基づく活動実績の有無 「過去3年間の行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無」</p>	<p>a) 山梨県内において実施された「関東地方整備局本局」、「関東地方整備局 甲府河川国道事務所」、「地方公共団体」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり 山梨県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局本局、関東地方整備局 甲府河川国道事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする b) 山梨県内において実施された「関東地方整備局本局」、「関東地方整備局 甲府河川国道事務所」、「地方公共団体」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール（以下、「支援等」という。）の実績あり 山梨県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局、関東地方整備局 甲府河川国道事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする c) 山梨県内において実施された「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局、関東地方整備局 甲府河川国道事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする</p>	<p>1 1</p>

<p>地域貢献度 災害協定の有無 「施工都県内に本店（本社）・支店・営業所を有する企業において、審査基準日における行政機関等との災害協定の有無</p>	<p>「甲府河川国道事務所」、山梨県内における「地方公共団体」と締結した災害協定あり 「関東地方整備局本局」と締結した災害協定（都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等）あり 山梨県内における国の機関・特殊法人等と締結した災害協定あり 協定なし</p>	<p>2 1 1 0</p>
<p>(地域貢献度) 災害協定等に基づく活動実績の有無 「過去3年間の行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無」</p>	<p>a) 山梨県内において実施された「関東地方整備局本局」、「関東地方整備局 甲府河川国道事務所」、「地方公共団体」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり 山梨県内において実施された「緊急復旧工事」の実績により、「関東地方整備局本局、関東地方整備局 甲府河川国道事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする b) 山梨県内において実施された「関東地方整備局本局」、「関東地方整備局 甲府河川国道事務所」、「地方公共団体」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール（以下、「支援等」という。）の実績あり 山梨県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局、関東地方整備局 甲府河川国道事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする c) 山梨県内において実施された「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局、関東地方整備局 甲府河川国道事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする</p>	<p>2 1 1</p>

■入札説明書 8.評価方法及び資料(1) 企業の技術力 ⑥災害協定の有無

現 行

共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が元請けとしての施工実績がある場合に限り評価するため、それぞれの実績を記載すること。

⑥災害協定の有無

災害協定の有無を別記様式-1-2に記載すること。協定がある場合、協定書の写しを提出すること。なお、添付する協定書が協会等の団体による協定である場合には、協会に所属していることが証明できるものを添付すること。また、提出された協定書の写しにおいて、審査基準日における当該協定の有効性が証明できなければ評価しない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に災害協定について災害協定がある場合に評価するため、それぞれの協定を記載すること。

⑦災害協定の有無

評価対象期間に、完成・引渡しが完了した災害協定又は災害発生時の要請等に基づく活動による地域貢献の実績の有無を別記様式-1-2に記載し、活動実績がある場合、別記様式-5に記載すること。なお、評価対象期間は別表-1のとおり。

災害協定に基づく災害工事業等の実績または、関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」がある場合に評価する。

なお、実績として申請できる件数は1件とする。

災害協定による活動の場合、実績を証明する協定書及び当該協定に基づく実施された「災害活動証明書」の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を提出すること。提出がない場合は実績として認めない。なお、国の機関、地方公共団体、特殊法人等と協会等により締結された協定に基づく活動においても対象とする。

災害発生時の要請による活動の場合、関東地方整備局本局、各事務所が発行した災害活動証明書の写しを提出すること。提出がない場合は実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に災害協定等に基づく活動による実績がある場合に評価するため、それぞれの実績を記載すること。

⑧災害時の基礎的事業継続力認定

審査基準日における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力認定の有無を別記様式-1-2に記載し、認定を受けている場合、認定証の写しを提出すること。

審査基準日において、認定期間中であることを証明する認定証の写しを提出すること。提出がない場合は評価しない。

競争参加者が支店等の場合は、異なる支店等に発行された認定証の写しが提出された場合は加算評価しない。ただし、競争参加者の属する本店（本社）等に対する認定証が添付されている場合は、加算対象とする。

競争参加者が本店（本社）等の場合は、本店（本社）等に対する認定証が添付されている場合は、加算対象とする。ただし、支店等に対する認定証が添付されている場合は、加算評価しない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に災害時の基礎的事業継続力の認定がある場合に評価するため、それぞれの認定証の写しを提出すること。

改定案

共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が元請けとしての施工実績がある場合に限り評価するため、それぞれの実績を記載すること。

⑥災害協定の有無

災害協定の有無を別記様式-1-2に記載すること。協定がある場合、協定書の写しを提出すること。

なお、添付する協定書が協会等の団体による協定である場合には、協会に所属していることが証明できるものを添付すること。ただし、甲府河川国道事務所と締結した災害協定、及び山梨県土木整備部（一社）、山梨県建設業協会が締結した災害協定については、協定書の添付を不要とする。（発注者が一社）山梨県建設業協会が協定を主催し、協定書の添付を不要とする。（発注者が一社）また、提出された協定書の写しにおいて、審査基準日における当該協定の有効性が証明できなければ評価しない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に災害協定について災害協定がある場合に評価するため、それぞれの協定を記載すること。

⑦災害協定の有無

評価対象期間に、完成・引渡しが完了した災害協定又は災害発生時の要請等に基づく活動による地域貢献の実績の有無を別記様式-1-2に記載し、活動実績がある場合、別記様式-5に記載すること。なお、評価対象期間は別表-1のとおり。

災害協定に基づく災害工事業の実績または、関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」がある場合に評価する。

なお、実績として申請できる件数は1件とする。

災害協定による活動の場合、実績を証明する協定書及び当該協定に基づく実施された「災害活動証明書」の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を提出すること。提出がない場合は実績として認めない。なお、国の機関、地方公共団体、特殊法人等と協会等により締結された協定に基づく活動においても対象とする。ただし、甲府河川国道事務所と締結した災害協定、及び山梨県土木整備部（一社）、山梨県建設業協会が締結した災害協定については、協定書の添付を不要とする。（発注者が一社）山梨県建設業協会が協定を主催し、協定書の添付を不要とする。（発注者が一社）また、提出された協定書の写しにおいて、審査基準日における当該協定の有効性が証明できなければ評価しない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に災害協定等に基づく活動による実績がある場合に評価するため、それぞれの実績を記載すること。

⑧災害時の基礎的事業継続力認定

審査基準日における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力認定の有無を別記様式-1-2に記載し、認定を受けている場合、認定証の写しを提出すること。

審査基準日において、認定期間中であることを証明する認定証の写しを提出すること。提出がない場合は評価しない。

競争参加者が支店等の場合は、異なる支店等に発行された認定証の写しが提出された場合は加算評価しない。ただし、競争参加者の属する本店（本社）等に対する認定証が添付されている場合は、加算対象とする。

競争参加者が本店（本社）等の場合は、本店（本社）等に対する認定証が添付されている場合は、加算評価しない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に災害時の基礎的事業継続力の認定がある場合に評価するため、それぞれの認定証の写しを提出すること。



■入札説明書 別記様式-1-2

現 行

⑥災害協定の有無

添付資料	①災害協定書の写し ②年度更新における通知文及び依頼文の写し等 ③協会等の団体に所属している証明書(所属協会等が協定を結んでいる場合)
注意事項等	ア) 個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づきものであるのか明確に判断できない(実績として認めない)ことから、協定書の写しを必ず添付すること。 また、審査基準目における当該協定の有効性を明確に証明するため、協定書の写しの他に、年度更新における通知文及び依頼文等の写しも併せて添付すること。 イ) 施工都県が、埼玉県・群馬県・栃木県の場合、関東技術事務所の関連施設が存在するため、関東技術事務所との協定についても加算対象とする。 ウ) その他、入札説明書本文に記載のとおり。

⑦災害協定等に基づく活動実績の有無

添付資料	①別記様式-5 ②災害活動時の協定書の写し ③災害協定に基づく活動実績であることを証明する契約書の写し等の資料
注意事項等	①別記様式-5 ②災害活動証明書(関東地方整備局本局又は各事務所が発行したもの) 必須資料①及び入札説明書本文に記載のとおり。

⑧災害時の基礎的事業継続力の認定(B.C.P認定)の有無

添付資料	必須資料 ① 認定証の写し
注意事項等	入札説明書本文に記載のとおり。

⑨専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定している場合の確証事項

添付資料	必須資料 ①別記様式-8
注意事項等	入札説明書本文に記載のとおり。

⑩員上げの実施を表明した企業等

添付資料	必須資料 ①別記様式-9-1又は9-2 ① 法人税申告書別表1(別紙-3) (中小企業等の場合)
注意事項等	入札説明書本文に記載のとおり。

⑪ワーク・ライフ・バランス関連制度の認定の有無

添付資料	必須資料 ①別記様式-10 ②認定証の写し
注意事項等	必須資料①及び入札説明書本文に記載のとおり。

改定案

⑥災害協定の有無

添付資料	① 災害協定書の写し ※なお、甲府河川国道事務所と締結した災害協定書、及び山梨県県土整備部(以下「甲府県建設業協会」)と締結した災害協定書については、添付書の添付を不要とする。(※注者のみ、社)山梨県建設業協会の同意書と名称を入手し、併記・添付を行う。)。 ② 年度更新における通知文及び依頼文の写し等 ③ 協会等の団体に所属している証明書(所属協会等が協定を結んでいる場合)
注意事項等	ア) 個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づきものであるのか明確に判断できない(実績として認めない)ことから、協定書の写しを必ず添付すること。 また、審査基準目における当該協定の有効性を明確に証明するため、協定書の写しの他に、年度更新における通知文及び依頼文等の写しも併せて添付すること。 イ) 施工都県が、埼玉県・群馬県・栃木県の場合、関東技術事務所の関連施設が存在するため、関東技術事務所との協定についても加算対象とする。 ウ) その他、入札説明書本文に記載のとおり。

⑦災害協定等に基づく活動実績の有無

添付資料	①別記様式-5 ②災害活動時の協定書の写し ※なお、甲府河川国道事務所と締結した災害協定書、及び山梨県県土整備部(以下「社」)山梨県建設業協会と締結した災害協定書に基づき活動実績については、協定書の添付を不要とする。(※注者のみ、社)山梨県建設業協会との協定書を入手し、併記・添付を行う。 ③災害協定に基づき活動実績であることを証明する契約書の写し等の資料
注意事項等	①別記様式-5 ②災害活動証明書(関東地方整備局本局又は各事務所が発行したもの) 必須資料①及び入札説明書本文に記載のとおり。

⑧災害時の基礎的事業継続力の認定(B.C.P認定)の有無

添付資料	必須資料 ① 認定証の写し
注意事項等	入札説明書本文に記載のとおり。

⑨専任特例2号の場合の監理技術者の配置を予定している場合の確証事項

添付資料	必須資料 ①別記様式-8
注意事項等	入札説明書本文に記載のとおり。

⑩員上げの実施を表明した企業等

添付資料	必須資料 ①別記様式-9-1又は9-2 ① 法人税申告書別表1(別紙-3) (中小企業等の場合)
注意事項等	入札説明書本文に記載のとおり。

⑪ワーク・ライフ・バランス関連制度の認定の有無

添付資料	必須資料 ①別記様式-10 ②認定証の写し
注意事項等	必須資料①及び入札説明書本文に記載のとおり。



## 地域貢献度 災害協定の有無

工事名:○○○○○○○○○○○○○○○○工事

会社実績

会社名:○○工業(株)

1 甲府河川国道事務所と締結している災害協定	協定の締結	あり なし
2 山梨県と締結している災害協定	協定の締結	あり なし
3 山梨県と締結している災害協定	広域応援の締結	あり なし

「あり、なし」で該当する方へ○印で囲むこと。

### 1 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所と締結している災害協定

協 定 名	○○○○○に関する協定
-------	-------------

注1)入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であること。

資料添付不要

### 2 山梨県と締結している災害協定

協 定 名	○○○○○に関する協定
団 体 名	○○○協会
山 梨 県 担 当 部 署 名	県土整備部 ○○○○課(○○○○事務所)

注1)山梨県地域防災計画に基づく各種協定であること。  
ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く。

注2)入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であること。

資料添付不要(担当部署が県土整備部以外の場合、協定書の写しの添付が必要。)

### 3 山梨県と締結している災害協定(広域応援)

協 定 名	災害時の広域応援業務に関する協定
団 体 名	一般社団法人山梨県建設業協会
山 梨 県 担 当 部 署 名	県土整備部 ○○○○課(○○○○事務所)

注1)評価対象となる協定は、「一般社団法人山梨県建設業協会」の「災害時の広域応援業務に関する協定」に限る。

注2)入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であること。

資料添付不要(担当部署が県土整備部以外の場合、協定書の写しの添付が必要。)



県土総第4674号  
令和8年2月18日

一般社団法人山梨県建設業協会  
会長 浅野 正一 殿

山梨県県土整備部県土整備総務課長



自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

このことについて、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長から、別紙のとおり事務連絡がありましたので、情報提供いたします。

なお、事務連絡の内容についてお問い合わせがある場合は、事務連絡の末尾に記載の【お問い合わせ窓口】までお問い合わせをお願いします。

山梨県県土整備部  
県土整備総務課契約担当  
055-223-1673

各都道府県主管部局長 殿

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて

昨年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和7年法律第60号。以下「改正法」という。)による改正内容の一部が本年4月1日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定です。

改正法は、違法「白トラ」を行う者に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、特に個人事業主による自家用ダンプカーの利用が多い建設現場等における混乱が生じることのないよう、今般、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いを下記のとおり明確化することとしましたので、関係団体におかれましては、会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

記

建設現場等で使用するダンプカーについては、①他人の需要に応じ、②有償で、③貨物の運送を事業として行う場合には、貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)の許可が必要となりますが、下記の1.(1)又は(2)のいずれかに該当し、2.の要件を具備した場合には、法の許可が不要となります。

なお、個別の事案の判断に当たっては、下記を参照いただいた上で、判断に迷われる場合には、下記のお問い合わせ窓口までご相談ください。

また、法の許可が不要となる場合であっても、運転業務に主として従事する労働者については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が適用されることにご留意ください。

1. 法の許可が不要となる運送

(1) 建設関連会社等が自ら所有する貨物を自ら運送する場合

自ら所有する貨物を自ら運送する場合には、自社のニーズや発意に応じて運送が行われることが通常であり、運送行為の対価も発生しないことから、上記①及び②に該当せず、法の許可は不要となる。

<具体例>

- ・土砂等販売業者が、販売するために購入した土砂等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合

(2) 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合

他者が所有する貨物であっても、下記 i) ～ iii) のいずれにも該当する場合には、業としての運送を行っているとは言えず、上記②及び③に該当しないと整理できることから、法の許可は不要となる。

- i) 建設関連会社等の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる運送であること
- ii) 上記 i) の生業に付帯して行われる運送と認められるための具備要件として、当該生業を営む建設関連会社等が自ら運送行為を行うこと（同一の者が当該生業と当該運送行為とを一貫して行うこと）
- iii) 名目の如何を問わず、運送行為の対価としての有償性がないこと

<具体例>

- ・建設工事を請け負った建設関連会社等が、自社の行う建設工事に付帯する業務として、当該建設工事で発生する残土等を、自社と雇用関係にある従業員（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運搬させる場合
- ・土砂等販売を代行する個人事業主が、当該個人事業主の行う土砂等販売代行に付帯する業務として、販売する土砂等を当該個人事業主が運搬する場合

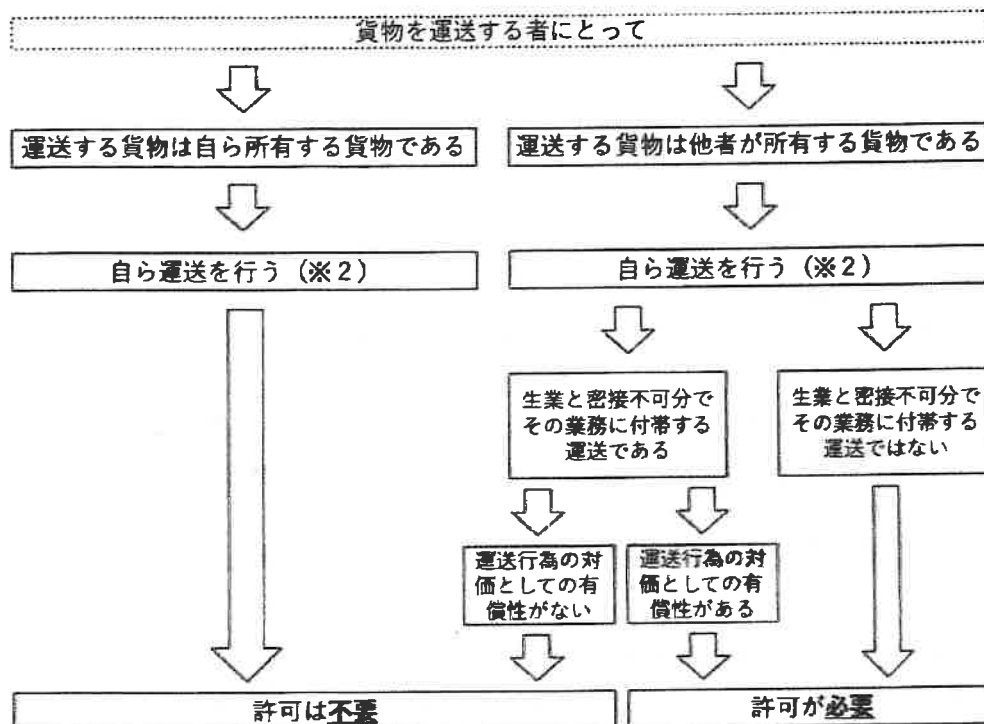
2. 自ら運送を行っていると思われるための具備要件

上記1. (1) (2)において、建設関連会社等が自ら運送を行っていると思われるためには、当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要である。

雇用関係があるか否かについては、契約等の形態のみならず、使用従属性等の実態も踏まえて判断されることとなる。少なくとも主な判断基準としては、

- ・建設関連会社等と運転者との間で労働契約が締結されているか
  - ・運転者に対して労働条件通知書の交付がなされているか
  - ・運転者に対する報酬が給与として支払われているか
  - ・社会保険等の加入が必要な場合に社会保険等の加入や支払い等の適切な措置が講じられているか
  - ・運転者が持ち込む自家用ダンプカーを使用する場合、運転者と建設関連会社等との間で、当該車両の業務上使用契約書の締結等の適切な措置が講じられているか
  - ・運転者が当該建設関連会社等の指揮命令下にあるか
- 等  
があるが、労働契約や労働条件通知書等に関する詳細は、最寄りの労働局・労働基準監督署にご確認いただきたい。

【参考：フローチャート図（※1）】



※1 当フローチャートは、自家用ダンプカーを使用した一般的な運送行為に対する許可の必要性の判断フローを示したものであり、その他の運送行為に関する許可の必要性の判断フローを網羅的に示したものではありませんことに留意されたい。  
 ※2 当該会社等と雇用関係にある従業員たる運転者（期間雇用又は日雇い雇用等の場合を含む。）に運送行為を行わせることが必要

【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【お問い合わせ窓口】

主たる事務所を管轄する地方運輸局等にお問い合わせください。

<北海道>

- 北海道運輸局自動車交通部貨物課 電話：011-290-2743
- <青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島>  
東北運輸局自動車交通部貨物課 電話：022-791-7531
- <茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨>  
関東運輸局自動車交通部貨物課 電話：045-211-7248
- <新潟、長野、富山、石川>  
北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 電話：025-285-9154
- <福井、岐阜、静岡、愛知、三重>  
中部運輸局自動車交通部貨物課 電話：052-952-8037
- <滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山>  
近畿運輸局自動車交通部貨物課 電話：06-6949-6447
- <鳥取、島根、岡山、広島、山口>  
中国運輸局自動車交通部貨物課 電話：082-228-3438
- <徳島、香川、愛媛、高知>  
四国運輸局自動車交通部貨物課 電話：087-802-6773
- <福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島>  
九州運輸局自動車交通部貨物課 電話：092-472-2528
- <沖縄>  
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 電話：098-866-1836

荷主等の  
皆様

# 白ナンバーのトラックに

有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、  
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償  
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車  
運送事業法違反**となる可能性があります。



事業用



自家用

違反した場合は  
100万円以下の罰金

## 荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない<sup>※注</sup>ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体のご相談

最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。

荷主の皆様へ

令和8年4月1日から

# 改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

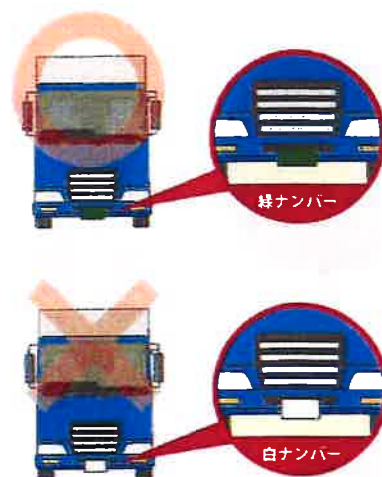
## 1 白トラ利用の罰則強化

**POINT!** いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を経営する者への貨物の運送の委託の禁止)  
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を委託してはならない。  
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を経営する者  
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を経営する者  
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物自動車運送事業を経営する者

注:自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等(自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送)は許可不要です。

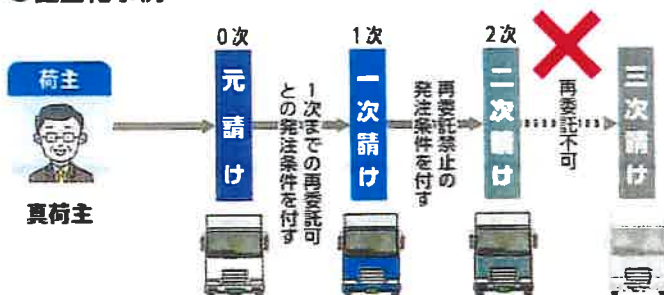


## 2 委託回数の制限

**POINT!** 元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されます

- ①荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ②1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



# 3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

## トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(注)書面の交付)  
第十二条  
2 前項の「荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。  
一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）  
二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者  
三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

## POINT! 元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

### 荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

国土交通省 トラック運送適正取引  
相談窓口はこちら



JTA 公益社団法人  
全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5  
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009代  
ホームページ <https://jta.or.jp/>

＜参考資料＞山梨県 公共工事設計労務単価比較表  
(一社)山梨県建設業協会

職種	H30年度 4月 (A)	H31年度 4月 (B)	R2年度 4月 (C)	R3年度 4月 (D)	R4年度 4月 (E)	R5年度 4月 (F)	R6年度 4月 (G)	R7年度 4月 (H)	R8年 3月～ (I)	比率% (I/A)	比率% (I/H)
特殊作業員	22,300	23,300	23,700	23,800	24,700	25,700	27,200	28,500	29,700	33.2%	4.2%
普通作業員	20,100	21,000	21,300	21,500	22,200	23,800	25,200	26,400	26,900	33.8%	1.9%
軽作業員	13,900	14,500	14,800	14,900	14,900	16,100	16,800	17,600	18,000	29.5%	2.3%
造園工	20,200	20,600	20,600	21,000	21,400	23,100	25,100	26,100	27,000	33.7%	3.4%
法面工	25,600	26,200	26,500	26,500	27,400	29,600	30,900	32,300	33,000	28.9%	2.2%
とび工	23,600	24,200	24,500	24,900	24,900	26,700	27,900	29,200	29,800	26.3%	2.1%
石工	26,600	27,100	27,100	27,100	27,100	29,400	31,100	32,300	33,000	24.1%	2.2%
ブロック工	24,400	24,900	24,900	24,900	24,900	27,100	28,700	29,800	32,000	31.1%	7.4%
電工	21,800	23,000	23,000	23,200	24,100	25,900	27,100	29,200	31,000	42.2%	6.2%
鉄筋工	24,500	25,100	25,400	25,400	25,900	26,700	28,400	29,800	31,300	27.8%	5.0%
鉄骨工	25,100	25,700	26,000	26,000	26,000	26,800	28,300	29,700	30,300	20.7%	2.0%
塗装工	25,800	26,400	26,700	27,600	28,700	29,600	30,900	32,400	34,600	34.1%	6.8%
溶接工	28,800	29,500	29,800	30,800	30,800	31,900	33,300	36,200	37,700	30.9%	4.1%
特殊運転手	22,800	23,800	24,200	24,600	25,300	27,700	28,900	30,300	31,300	37.3%	3.3%
一般運転手	19,700	20,600	20,900	21,100	22,000	23,300	24,600	26,200	26,800	36.0%	2.3%
潜かん工	29,100	29,800	30,200	30,500	31,200	32,200	35,200	36,900	37,500	28.9%	1.6%
潜かん世話役	34,400	35,200	35,600	35,900	37,000	40,000	41,700	43,500	44,300	28.8%	1.8%
削岩工	27,600	29,700	30,000	31,100	31,400	34,100	35,700	39,000	41,700	51.1%	6.9%
トンネル特殊工	30,500	31,200	31,600	31,600	32,200	33,300	36,400	38,100	40,800	33.8%	7.1%
トンネル作業員	23,500	24,100	24,300	24,800	25,300	26,900	29,400	30,800	32,300	37.4%	4.9%
トンネル世話役	31,600	32,400	34,000	34,000	34,100	36,800	38,700	40,600	43,400	37.3%	6.9%
橋梁特殊工	29,000	29,700	30,000	30,400	30,400	31,500	32,900	34,500	36,900	27.2%	7.0%
橋梁塗装工	30,100	30,800	31,200	31,200	31,200	31,300	33,600	35,200	36,700	21.9%	4.3%
橋梁世話役	31,900	32,700	33,100	34,200	34,300	35,400	36,900	38,700	40,600	27.3%	4.9%
土木一般世話役	23,300	23,800	23,800	24,600	25,500	27,800	29,800	31,000	33,300	42.9%	7.4%
高級船員	28,500	29,100	29,100	30,400	30,400	33,300	36,400	37,800	39,700	39.3%	5.0%
普通船員	22,500	22,900	23,000	24,000	24,100	26,400	29,300	30,500	32,700	45.3%	7.2%
潜水土	39,300	40,300	40,700	41,100	42,100	44,900	46,800	49,100	52,500	33.6%	6.9%
潜水連絡員	26,000	26,600	26,900	27,800	28,900	31,300	32,900	34,400	36,600	40.8%	6.4%
潜水送気員	26,100	26,700	27,000	27,400	28,400	30,800	32,300	33,800	34,800	33.3%	3.0%
山林砂防工	26,400	26,900	26,900	26,900	26,900	29,000	30,700	31,900	32,600	23.5%	2.2%
軌道工	41,900	42,900	43,400	44,900	46,600	50,000	52,300	54,800	56,600	35.1%	3.3%
型枠工	25,100	25,700	26,000	26,300	26,600	27,400	30,000	31,500	33,200	32.3%	5.4%
大工	24,800	25,400	25,700	25,700	25,700	27,700	28,900	30,300	30,800	24.2%	1.7%
左官	25,600	26,200	26,500	26,500	27,000	28,200	29,500	31,400	32,600	27.3%	3.8%
配管工	20,600	21,700	21,700	22,300	22,900	24,400	25,600	27,000	28,700	39.3%	6.3%
はつり工	24,200	24,800	25,100	25,100	25,600	27,300	28,500	29,900	31,400	29.8%	5.0%
防水工	26,100	26,700	27,000	27,000	27,400	29,600	30,900	32,400	34,600	32.6%	6.8%
板金工	26,000	26,600	26,900	27,600	28,200	29,700	31,300	32,800	34,800	33.8%	6.1%
タイル工	21,800	21,800	—	—	—	—	—	26,800	27,800	27.5%	3.7%
サッシ工	24,500	25,100	25,400	25,500	26,500	28,700	30,100	31,600	33,200	35.5%	5.1%
屋根ふき工	—	—	—	—	—	—	—	33,500	—	—	—
内装工	27,300	28,000	28,300	28,700	28,700	30,400	31,900	33,500	35,300	29.3%	5.4%
ガラス工	24,000	24,600	24,900	25,700	26,400	28,600	29,900	31,300	33,500	39.6%	7.0%
建具工	23,500	24,100	24,300	24,300	24,300	24,600	25,700	—	—	—	—
ダクト工	20,400	21,500	21,500	22,000	22,900	24,900	25,900	28,200	29,100	42.6%	3.2%
保温工	21,500	22,600	22,700	22,700	23,100	25,100	26,100	27,500	28,800	34.0%	4.7%
建築ブロック工	22,800	22,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—
設備機械工	21,800	23,000	23,000	23,000	23,300	25,400	26,400	27,800	28,200	29.4%	1.4%
交通誘導員A	12,900	13,800	14,100	14,200	14,900	16,300	17,200	18,200	18,700	45.0%	2.7%
交通誘導員B	11,300	12,100	12,400	12,800	13,100	14,200	15,200	16,100	17,300	53.1%	7.5%
平均	25,022	25,744	26,160	26,531	27,019	28,769	30,385	31,967	33,404	33.5%	4.5%

「公共工事設計労務単価（令和８年３月１日改定）」の運用に係る特例措置について

## 第１ 措置の概要

「公共工事設計労務単価（令和８年３月１日改定）」（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、第２に定める工事の受注者は、工事請負契約書第６３条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

## 第２ 具体的な取り扱い

- (１) 令和８年３月１日以降に契約を締結する工事のうち、「公共工事設計労務単価（令和７年３月１日から適用）」を適用して予定価格を算出しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に変更契約を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

- (２) 令和８年２月２８日以前に契約を締結した工事のうち、３月１日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第２５条第６項の運用について」（平成２６年２月１４日付け技管第１７３４号）１（１）及び２から８まで（４（３）を除く。）の規定を準用するものとする。

## 第３ その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

## 賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項 (インフレスライド条項)の運用について

### 1 適用対象工事

- (1) 「工事請負契約書」(以下「契約書」という。)第25条第6項の請求は、2(3)に定める残工期が2(2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

### 2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### 3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

### 4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
( $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：請負比率(落札率)、 $Z$ ：官積算額)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{減} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{減}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{減}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額  
( $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：請負比率（落札率）、 $Z$ ：官積算額)

- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

#### 5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

#### 6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。  
なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

#### 7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

**8 全体スライド及び単品スライド条項の併用**

- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通達によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通達に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

# 令和8年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

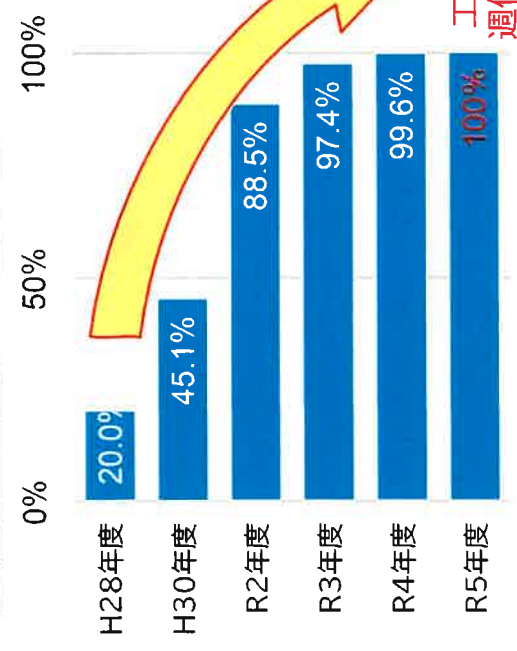
# 1.(1)1) 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

- 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
  - 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。
- ※直轄土木工事は「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了し、多様な働き方の実現を支援してまいります。

## これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

### H28～R5 週休2日の取組の拡大

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



### R6～R7 週休2日の質の向上

- R6～ 月単位の週休2日制を推進
- R7～ 週単位の週休2日制を含む多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が達成できることを確認

### R8～ 多様な働き方の実現

- 週休2日としての働き方
- 気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方
- 変形労働時間制を適用した柔軟な働き方
- ICT・DX等を活用した効率的な働き方
- 担い手の多様化に合わせた働き方

# 建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

令和7年12月23日公表(再掲)

## 【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

## 来季に向けて実施する具体的な施策・取組

### 1. 猛暑期間・時間の作業回避

#### (1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

#### (1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

#### (1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

#### (1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

#### (1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

#### (1-6) 適切な設計図書を作成

#### (1-7) 労働実態の把握

## 中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

### 2. 効率的な施工、作業環境の改善

#### (2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

#### (2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

### 3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

#### (3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

#### (3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づき歩掛の見直し

### 4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

#### (4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

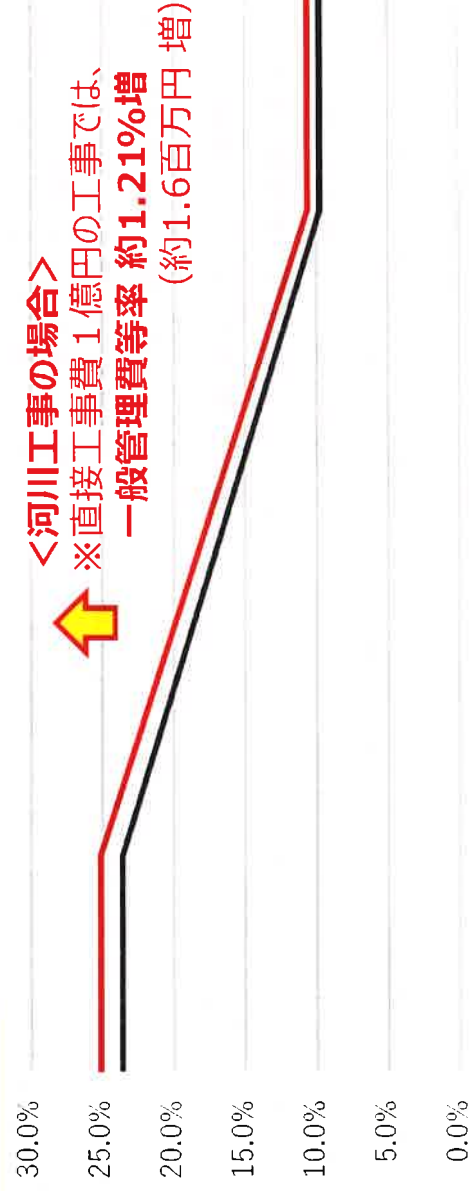
#### (4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

#### (4-3) 好事例の横展開【新規】

# 1.(1)2) 一般管理費等率の改定

- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定。
- 引き続き、適正な利潤が確保されるよう実態調査を継続していくとともに、公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、賃金・労働時間等の実態調査の取組を強化していく。

## 一般管理費等率の改定



### 【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101$	9.74%

### 【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
25.13%	$-5.21826 \times \text{LOG}(Cp) + 60.08343$	10.63%

Cp : 工事原価(円)

※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

# 1.(2)1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

工事

○ 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。  
 ○ より効果的な現場環境改善を図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

## 現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. フライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等) 3. 完成予想図 4. 工法説明図 5. 工事工程表 6. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 7. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 8. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 9. パンフレット・工法説明ビデオ 10. 地域対策費等(地域行事等の経費含む) 11. 社会貢献
地域連携	

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	i=56.6・Pi <sup>-0.174</sup>	i=39.9・Pi <sup>-0.201</sup>
5億円以下の場合	1.73	0.71
5億円を超える場合		

+

実施する内容(積み上げ計上分)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

## 改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実 4. 作業負担の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策
地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現場景観向上(美化化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi	現場環境改善費率:i(%)	
	大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	i=45.9・Pi <sup>-0.175</sup>	i=32.5・Pi <sup>-0.202</sup>
5億円以下の場合	1.38	0.57
5億円を超える場合		

+

実施する内容(積み上げ計上分)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

## 1.(2)2) 快適トイレの費用計上の拡充

- 平成28年度より、直轄工事において快適トイレの原則化を実施。
- 最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直すとともに、更なる現場環境改善の推進の観点から、上限基数を撤廃。  
(設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定)

### 快適トイレの標準仕様

#### 1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

#### 2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレトットペーパー予備置き場等）

### 快適トイレの費用計上（1基あたりの上限額）

	単位	R2年度
快適トイレ	円/基・月	51,000
ハウス型トイレ	円/基・月	102,000

※男女別で1台ずつ計2台まで計上可



	単位	R8年度
快適トイレ	円/基・月	57,000

※設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定

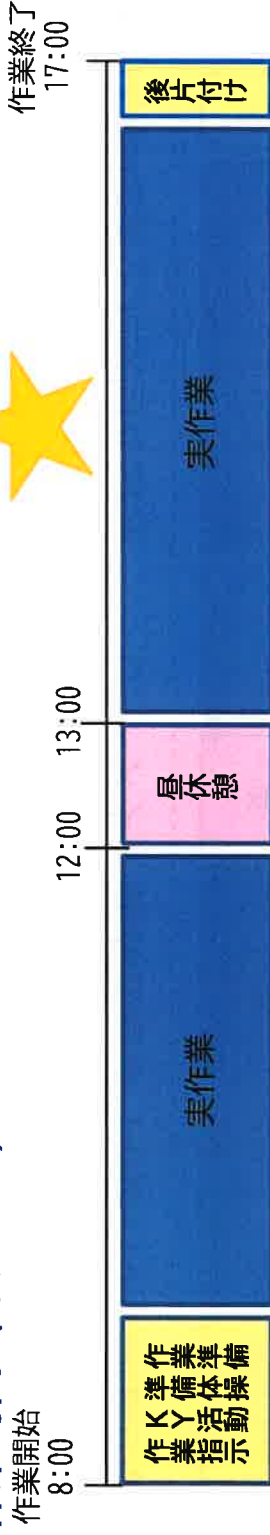
※ハウス型等の場合、入口が別になっている場合に限る、  
入口別に57,000円/基・月上限まで計上可能。

# 1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

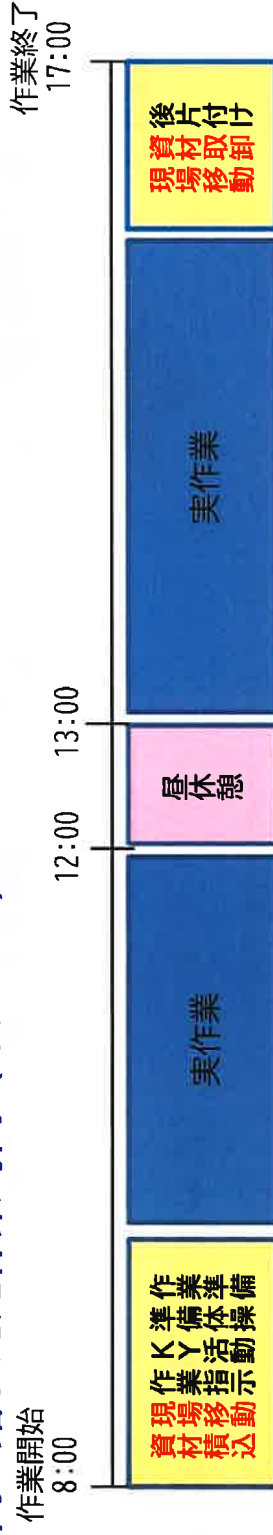
## 時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和7年度は、路上工事だけでなくトンネル工事や砂防工事等においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

### ■従前の作業時間（イメージ）



### ■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



路上路盤再生工など**111工種**で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

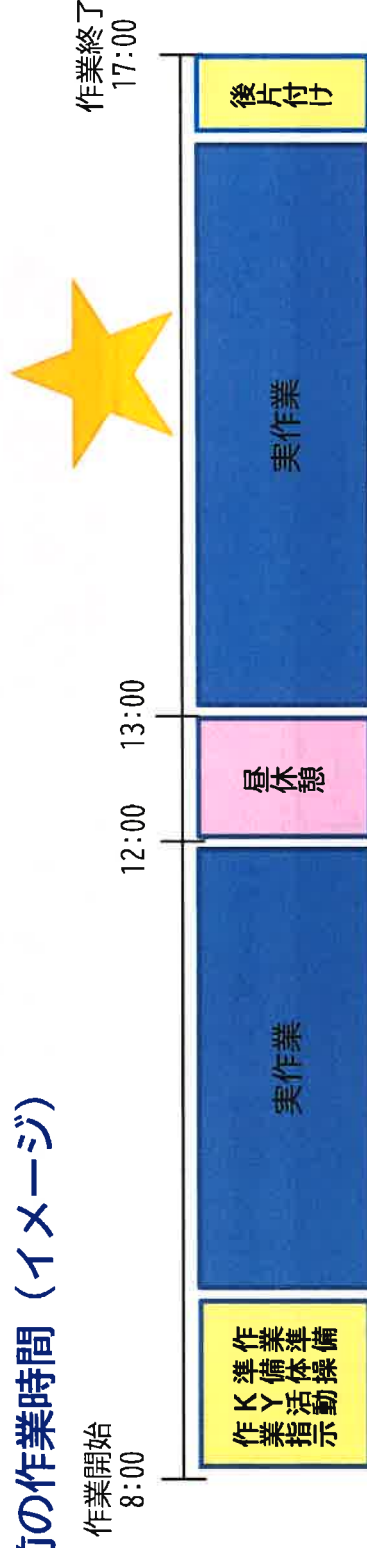
半たわみ性（コンポジット）舗装工、伸縮装置工（鋼製）、トンネル漏水対策工、濁水処理工（一般土木工事）、地すべり防止工（ふとんかご）、路上路盤再生工、トンネル濁水処理工、トンネル工（NATM）[発破工法]、トンネル補修補修工（ひび割れ補修工）低圧注入工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工、

# 1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

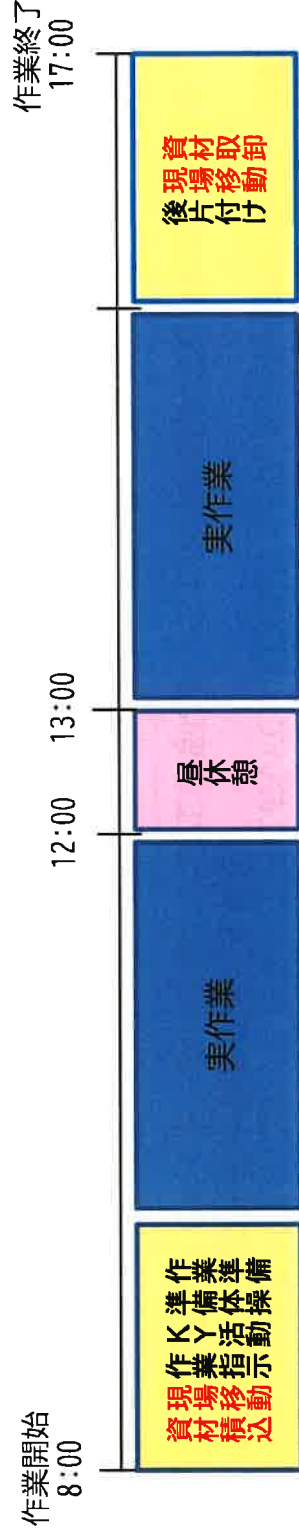
## 時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

○ 令和6年度より、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

### ■従前の作業時間（イメージ）



### ■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



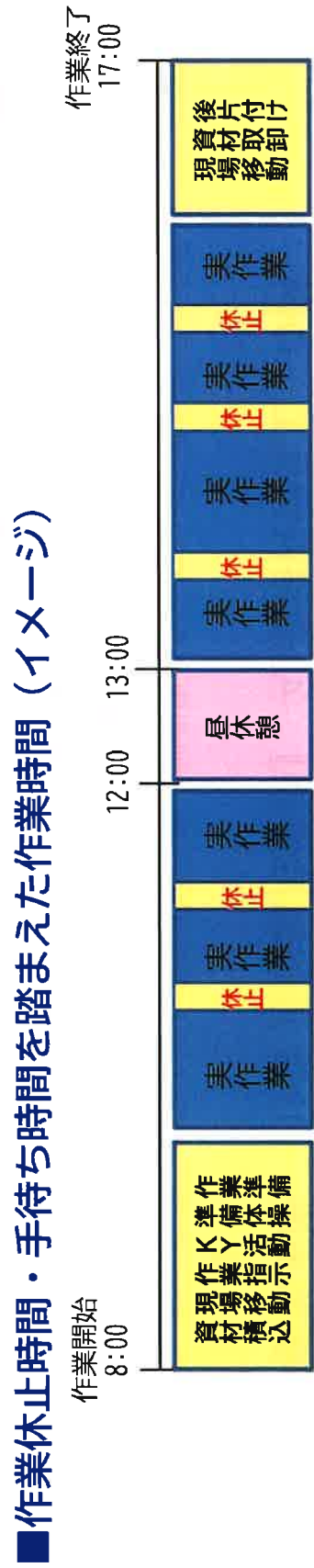
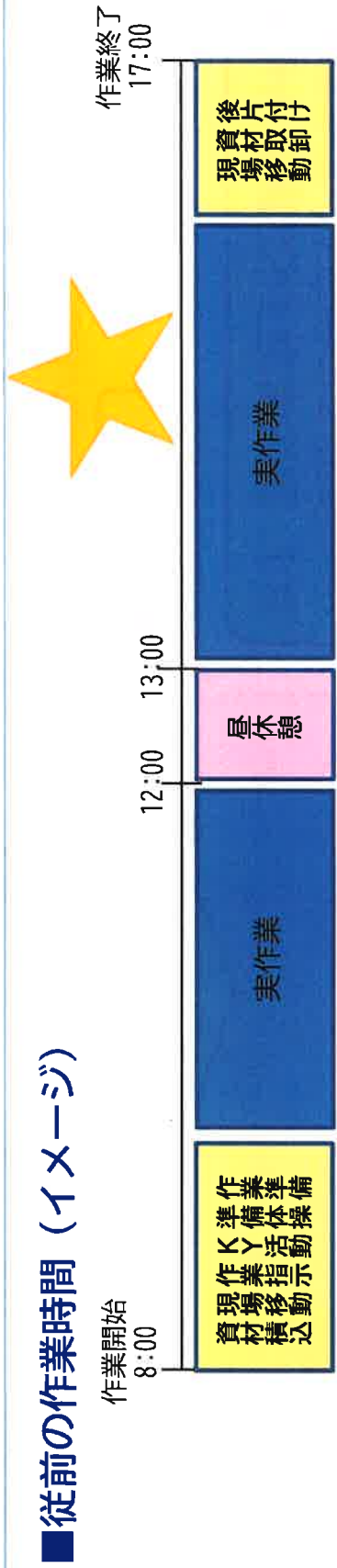
移動式クレーンを日々回送している**3工種**において、クレーンを用いた作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒**令和8年度歩掛改正に反映**

トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）、PC橋架設工（架設機械据付・解体）、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）

# 1.(3) 移動時間、作業休止時間等を踏まえた歩掛改定

作業休止時間を考慮した歩掛の改定

○ 建設現場の作業管理として行われている**作業休止時間（振動作業対策、腰痛予防対策や熱中症予防対策など）が増えた**ことにより、実作業時間に減少している傾向が見られたため、これを適切に反映。



鉄筋工や仮囲い設置撤去工など**6工種**で、作業休止時間等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R8年度歩掛改正に反映

鉄筋工、仮囲い設置撤去工、土のう工、路上路盤再生工、排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）、笠コンクリートブロック据付工

## 1.(4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

- 土木工事標準歩掛の使用にあたって、積算者が適用可否の判断をしやすいように適用範囲及び施工方法などを詳細化。

### 土木工事標準歩掛 『13章 道路維持修繕』 ④ 道路打換え工 の例

#### 1. 適用範囲

本資料は、維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する現道打換え工事に適用する。ただし、交差点内の施工を含みかつ従道路側の交通規制を伴う交差点部の施工に際し、交差点部を小規模に分割し施工する場合は、当該交差点部分のみ別途考慮する。

舗装版とは、コンクリート層及びアスファルト層を総称していう。

#### 1-1 適用出来る範囲

- (1) 日当り平均作業量が50m<sup>2</sup>以上420m<sup>2</sup>以下の場合

小規模施工の場合で、標準歩掛を適用せず、別途考慮すべき現場条件を記載

#### 標準歩掛が適用出来る施工規模を記載

#### 1-2 適用出来ない範囲

- (1) 急速施工 (舗装版とりこわしから舗装までを1日で完了する施工) ではない場合
- (2) 舗装版破砕工 (舗装版のとりこわし及び掘削積込) のみを施工する場合
- (3) 排水性舗装、シックリフト工法、QRP工法等を施工する場合

標準歩掛が適用出来ない範囲を記載



## 1.(4) 施工規模に応じた標準歩掛(小規模歩掛等)の設定

○維持修繕に関する工種（トンネル補修工）等で小規模施工を考慮した歩掛の制定、改定。

### ○トンネル補修工 断面修復工(左官工法)

新規

【工法概要】

トンネル覆工コンクリートの劣化により欠落した部分や、欠落はしていないが劣化因子を含むかぶりコンクリートをはつり取った後、金コテ等で断面修復材料を塗り付け、仕上げる工法。

【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模(修復延べ体積)により適用する歩掛を区分けし、少量の場合の実態を反映**
- ①延べ体積が $0.1\text{m}^3$ 以下の場合：**一律の歩掛**
- ②延べ体積が $0.1\text{m}^3$ を超える場合： $0.1\text{m}^3$ 当り歩掛×修復延べ体積

【施工状況】



### ○トンネル補修工 ひび割れ補修工(低圧注入工法)

改定

【工法概要】

コンクリート構造物の劣化により、ひび割れした部分に圧縮空気、ゴムやバネの復元力などを利用して加圧できる専用器具を用いて、樹脂系あるいはセメント系の材料を注入して補修する工法。

【課題】

- ・施工箇所が点在しており、各作業段階で段取替えや機材搬入等が発生するため、施工規模に関わらず一定の作業手間が必要となっている。

【小規模対応】

- ・トンネル当りの**施工規模(補修延べ延長)により適用する歩掛を区分けし、少量の場合の実態を反映**
- ①延べ延長が $25\text{m}$ 以下の場合：**一律の歩掛**
- ②延べ延長が $25\text{m}$ を超える場合： $10\text{m}$ 当り歩掛×補修延べ延長

【施工状況】



- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 石川県内(中能登・奥能登地域)においては、施工効率低下が確認された土工及びアスルト舗装工に対し、復興歩掛を導入。(中能登・奥能登地域のみ補正)
- 今後、直轄事業による本復旧完了状況や実態調査結果を踏まえ、期限や補正率の見直しを検討。

## 石川県内(中能登・奥能登地域)における令和8年度の復興歩掛

石川県内(中能登・奥能登地域)	
発災年月日	R6.1.1
適用時期	R8.4.1
復興歩掛 歩掛の日当たり 標準作業量を 補正	土工・アスルト舗装工  土工：標準作業量を20%低減 アスルト舗装工：標準作業量を10%低減

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 岩手・宮城県内においては、第2期復興・創生期間が令和7年度で終了することから、復興係数は終了。
- ただし、令和8年度に限り、暫定措置として復興係数相当の補正を行い、変更を猶予。

**岩手・宮城県内における令和8年度の復興係数**

岩手・宮城県内	
発災年月日	H23.3.11
適用時期	H26.2.3
対象工事	直轄土木工事
補正率	共通仮設費：1.2 → 1.0 現場管理費：1.1 → 1.0
復興係数 間接工事費を 補正	<div style="text-align: right; font-size: 2em;">}</div>



[ ただし、令和8年度に限り暫定措置として、共通仮設費：1.3  
 猶予時（令和6年度）の補正値を適用 現場管理費：1.1 ]

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 福島県内においては、福島県の復興に重点が置かれた第3期復興・創生期間が令和8年度以降も継続されることから、復興係数は維持。
- ただし、実態調査結果を踏まえ、復興係数引き下げの猶予を終了。

### 福島県内における令和8年度の復興歩掛

福島県内	
発災年月日	H23.3.11
適用時期	H26.2.3
対象工事	直轄土木工事
復興係数 間接工事費を 補正	共通仮設費：1.5 → 1.3 現場管理費：1.2 → 1.1

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。
- 熊本県内においては、調査結果では他地域との乖離は見られないものの、令和7年8月豪雨災害の影響を注視するため、令和8年度に限り、復興係数・復興歩掛の変更を猶予。
- なお、次年度については、令和8年度の実態調査結果を踏まえ、対応。

## 熊本県内における令和8年度の復興係数・復興歩掛

熊本県内	
発災年月日	H28.4.14
復興係数 間接工事費を 補正	H29.2.1 直轄土木工事 共通仮設費：1.0 (R8に限り変更を猶予し1.1を適用) 現場管理費：1.0 (R8に限り変更を猶予し1.1を適用)
復興歩掛 歩掛の日当たり 標準作業量を 補正	H29.2.1 土工 土工：補正なし (R8に限り低減措置の変更を猶予し、10%低減を適用)

# 4.(1) 1) 令和8年度 土木工事標準歩掛の改定

## 1. 土木工事標準歩掛 【24工種】

### (1) 新規制定：7工種

- ①鉄筋工 ②土のう工 ③防塵処理工
- ④橋梁補修工（塗装塗替足場工） ⑤橋梁補修工（高力ボルト当て板鋼桁補強工）
- ⑥トンネル補修工 断面修復工（左官工法） ⑦トンネル補修工 剥落防止対策工（可視繊維シート接着工）



鉄筋工



土のう工



防塵処理工



橋梁補修工  
(塗装塗替足場工)



橋梁補修工  
(高力ボルト当て板鋼桁補強工)



トンネル補修工 断面修復工  
(左官工法)



トンネル補修工 剥落防止対策工  
(可視繊維シート接着工法)

### 道路維持修繕工事に関する歩掛を新たに4工種制定

※⑤⑥⑦は、小規模施工の歩掛区分を設定

# 4.(1) 1) 令和8年度 土木工事標準歩掛の改定

## 1. 土木工事標準歩掛 【24工種】

### (2) 使用機械、労務等の変動による改定：8工種

- ⑧鋼管・既製コンクリート杭打工（鋼管ソイルセメント杭工） ⑨場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）
- ⑩ニューマチックケトン工 ⑪仮橋・仮棧橋工 ⑫仮囲い設置・撤去工 ⑬切削オーバーレイ工（ICT）
- ⑭道路除雪工 ⑮架設支保工



鋼管ソイルセメント杭工



ニューマチックケトン工



道路除雪工

### (3) 移動時間を考慮した改定：6工種

- ⑬濁水処理工（一般土木工事）
- ⑭地すべり防止工（ふとんかご） ⑰トンネル補修工 ひび割れ補修工（低圧注入工）
- ⑱トンネル工（NATM）〔発破工法〕 ⑲トンネル濁水処理工 ⑳伸縮装置工（鋼製）

### (4) 建設機械の回送時間を考慮した改定：1工種

- ㉑トンネル工（NATM）仮設備工（防音扉工）

### (5) 作業休止時間を考慮した歩掛の改定：1工種

- ⑯路上路盤再生工

### (6) 資材の搬入制約を考慮した歩掛の改定：1工種

- ㉒PC橋架設工



トンネル工（NATM）〔発破工法〕



PC橋架設工

## 4.(1) 2) 令和8年度 施工パッケージ型積算関係の改定

### 2. 施工パッケージ関係歩掛 【8工種】

#### (1) 使用機械、労務等の変動による改定：4工種

- ①機械土工（土砂）[ブルドーザ掘削] ②機械土工（岩石）掘削
- ③機械土工（土砂）[床掘]（ICT） ⑤捨石工



捨石工



トンネル漏水対策工

#### (2) 移動時間を考慮した改定：4工種

- ④排水構造物工（鉄筋コンクリート台付管）
- ⑥笠コンクリートブロック据付工
- ⑦半たわみ性（コンポジット）舗装工
- ⑧トンネル漏水対策工【面導水、線導水、導水樋】



排水構造物工  
（鉄筋コンクリート台付管）



笠コンクリートブロック据付工

#### 「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、**代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、**国土技術政策総合研究所HPに掲載**（令和8年3月公表）。

（[https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme\\_sekop.htm](https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)）

## 4.(1) 3) 市場単価の一部廃止について

- 以下に示す市場単価 3 工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止します。
- 鉄筋工、ガス圧接工は「土木工事標準歩掛」に移行します。

### 市場単価方式とは・・・

工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費、及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、これを直接、積算に用いる方法

### 市場単価の廃止【3工種】

- ①鉄筋工 ②ガス圧接工 ③軟弱地盤処理工



鉄筋工



ガス圧接工



軟弱地盤処理工

## 4.(2) 鋼橋製作工

○鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

### ● 材料費（溶接材料費及び副資材費）

副資材費(円/t)		現行	改定
副資材費は、工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で、加工鋼重当たり溶接材料込みの単価		18,200	19,700

### ● 鋼橋製作費（本体製作工数）

トラス 仮組立て工数(人/個)

種別	現行	改定
C	0.79	0.93

### ● 輸送費

		輸送回帰式 X: 輸送距離(km) Y: 輸送単価(円/t)	
鋼床板 鋼桁のみ	現行	$Y = 33.11X + 14,686$	
	改定	$Y = 51.35X + 10,138$	



トラス仮組立状況



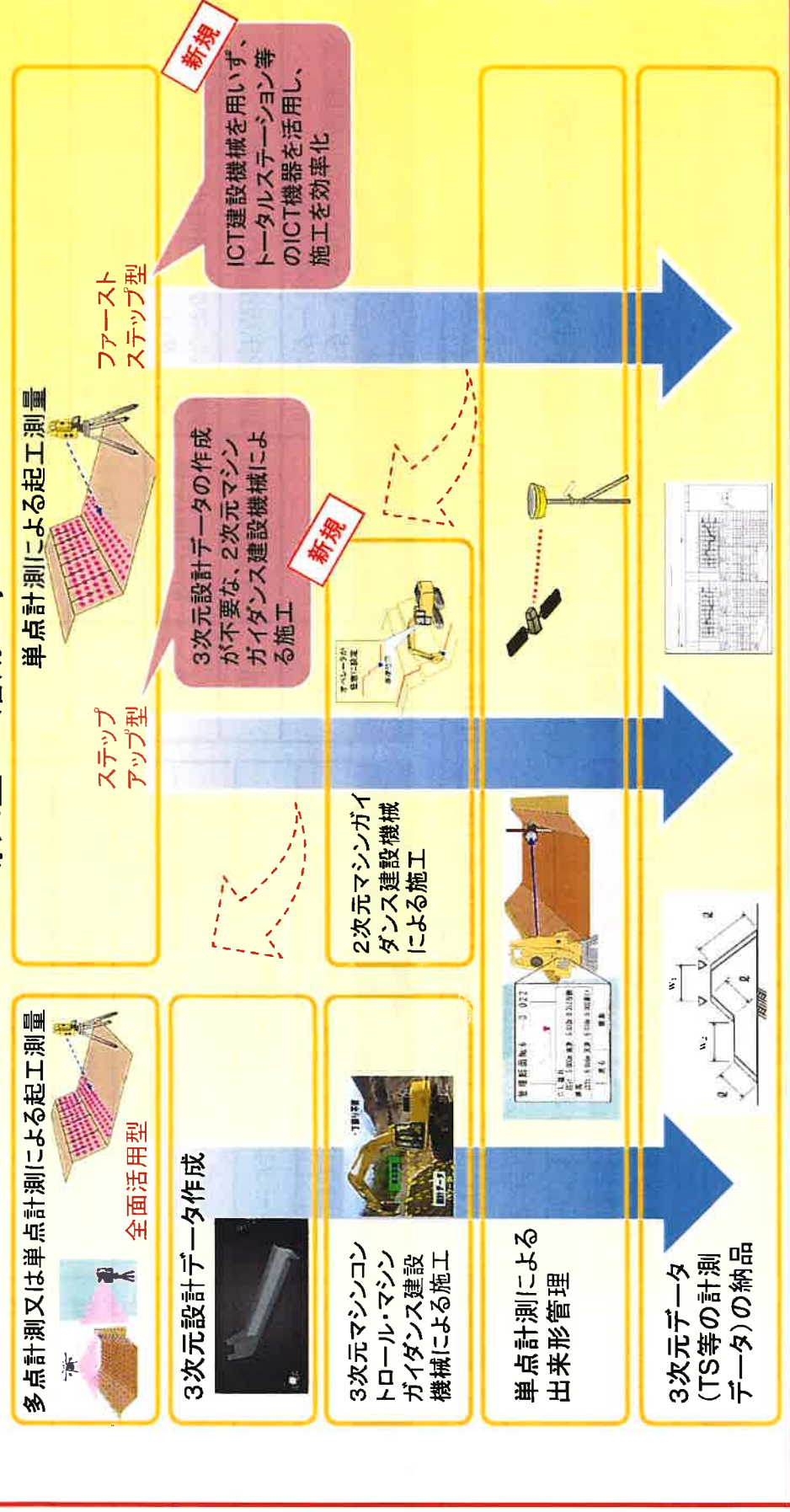
鋼床板鋼桁輸送状況

## 4.(3) 新たな枠組み「導入型ICT活用工事」による普及促進

○ICT施工未経験企業や地方自治体工事を主に受注している企業へのICT技術の導入を促すため、小規模工事を対象に、これまでのハードルが高かった3次元建設機械による施工に、2次元建設機械による施工など簡易なICT技術活用を加えた要領を新たに整備する。

○工事内容に応じオーバースペックにならず、最適な技術を選択することで、小規模工事における更なる現場の省人化を図る。ICT技術の利便性に触れていただくことでステップアップにつながることも期待。

### ■ 導入型ICT活用工事



## 4.(4) 新技術関係積算基準類の整備

- 令和6年度より**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、**推奨技術及び準推奨技術の基準類（積算基準等）を整備。**
- 令和7年度は、新たに**10技術の基準類を整備。**（過年度に整備し、適用継続する技術は**5技術**）
- 今後、活用実績等を考慮して追加の予定。
- 整備した基準類は、NETIS (<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>) にて公表予定。

整備年度	登録番号	技術名称
R7	KT-230174-VE	建設用3Dプリンティング
R7	QS-180038-VE	パワーブレンダー工法（横行施工）
R7	SK-200003-A	トモロボ
R7	TH-160010-VE	吸水性泥土改質材「フトル」
R7	SK-180020-VE	法面設置点検用階段・非常階段
R7	KT-200133-VE	砕石メッシュかご「かご楽」
R7	CG-130006-VE	ハレーサルトル張り出し歩道
R7	QS-170005-VE	クマンツメ
R7	KT-160124-VE	ロードライン マーキュリー ドライサポート工法
R7	HK-140002-VE	橋梁用埋設型排水柵

整備年度	登録番号	技術名称
R6	CB-180013-VE	ウォータージェットはつり処理工法（ジェット トマスター JMK-2100）
R6	HK-200001-VE	高機能床版排水パイプ設置工
R6	KT-210028-VE	油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭 の打止め工法
R6	HR-220004-A	消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリー ニング」
R6	CB-160026-VE	SAVEコンポーザーHHA

■ 適用時期 令和8年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用。

# 4.(7) 令和8年度 建設機械等損料算定表の改定

建設機械等損料算定表 令和8年度版改定案 機械分類別平均変動率表

機械分類名	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率		年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料<注>(13)欄	供用1日当たり換算値損料(15)欄
							定期整備	現場修理				
01 ブルドーザ及びスクレーパ	R06	1.11	1.00	1.01	1.03	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.10	1.09
02 掘削及び積込機	R06	1.05	1.01	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.06	1.04
03 運搬機械	R06	1.18	0.99	1.00	1.07	1.05	0.98	1.00	1.00	1.00	1.15	1.13
04 クレーンその他の荷役機械	R06	1.23	1.00	1.00	1.02	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.19	1.21
05 基礎工事用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	1.09
06 セン孔機械及びトンネル工事用機械	R06	1.10	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.11	1.10
07 モータグラレーダ及び路盤用機械	R06	1.13	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.13
08 締固め機械	R06	1.19	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.19	1.18
09 コンクリート機械	R06	1.29	1.01	1.00	1.00	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.28	1.27
10 舗装機械	R06	1.14	1.00	0.98	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.14	1.13
11 道路維持用機械	R06	1.14	1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.15	1.14
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R06	1.20	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.20	1.19
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R06	1.26	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.26	1.26
15 電気機器	R06	1.06	1.00	-	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.19	1.04
16 ウィンチ類	R06	1.20	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.13	1.20
17 試験測定機器	R06	1.07	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.17	1.07
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R06	1.15	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.15
20 その他の機器	R06	1.14	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.16	1.14
50 除雪用建設機械	R06	1.14	1.01	0.99	1.00	1.00	1.02	1.00	1.00	1.00	1.15	1.14
全平均	R06	1.15	1.00	0.99	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.14

<注> 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によって「運転1日当たり換算値損料」として算出・掲載されているものもある。  
 ※ 青字は、値が“1”未満であるもの。(青字で“1.00”と表示されている値は、端数処理(小数点以下3位で四捨五入)による。)

## 4.(8)2) 熱中症対策

- 工事において「猛暑対策サポートパッケージ」が策定されたところ、
- 建設コンサルタント業務等においても、取り入れ可能な対策については、導入できるよう検討を進める。
- 履行期間の設定にあたっては、猛暑期間を回避、猛暑期間における作業回避の協議の明記及び猛暑時間の作業回避等を考慮する運用について、通知を发出予定。
- また、猛暑対策に必要な経費等の確保にあたっては、来年度の積算基準において諸経費等へ積上計上する運用を開始予定。

### 来季に向けて実施する具体的な施策・取組

#### 1. 猛暑期間・時間の作業回避

##### (1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・ 猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・ 発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

##### (1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・ 猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

##### (1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・ 宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・ 特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

##### (1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・ 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・ 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

##### (1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-4とセット)

- ・ 1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

##### (1-6) 適切な設計図書の作成

##### (1-7) 労働実態の把握

#### 2. 効率的な施工、作業環境の改善

##### (2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・ 施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

##### (2-2) 作業環境の改善

- ・ 個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・ 技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・ 技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

#### 3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

##### (3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・ 現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・ 実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

##### (3-2) 直接工事費

- ・ 維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・ 施工実態調査に基づく歩掛の見直し

#### 4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

##### (4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・ 「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

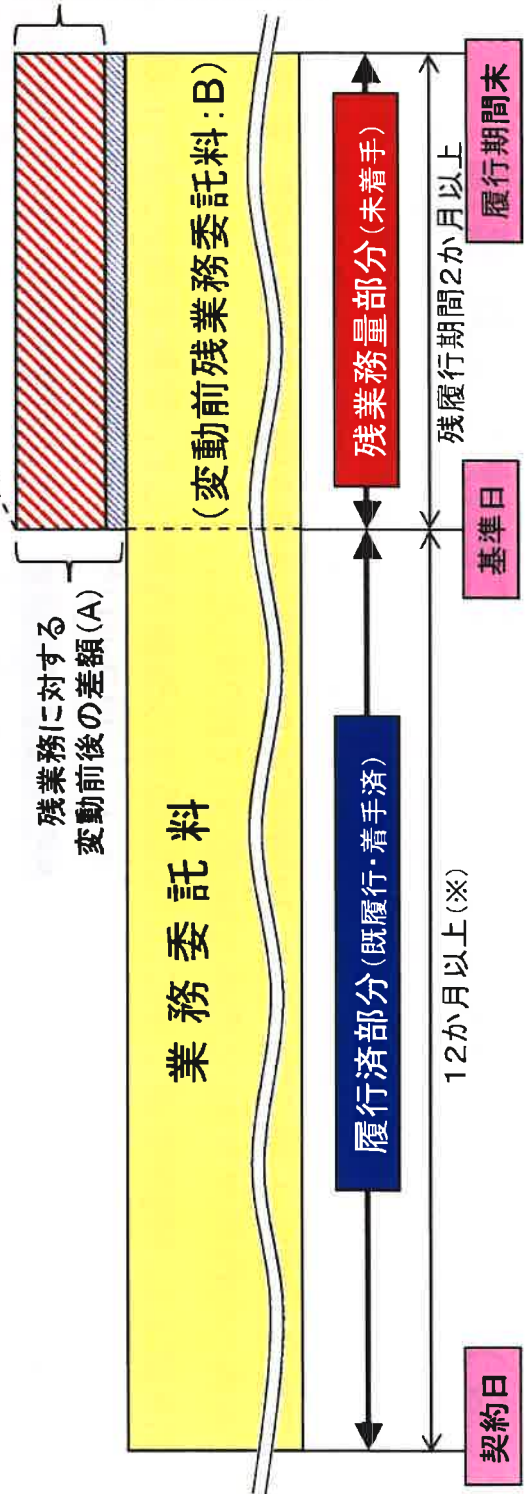
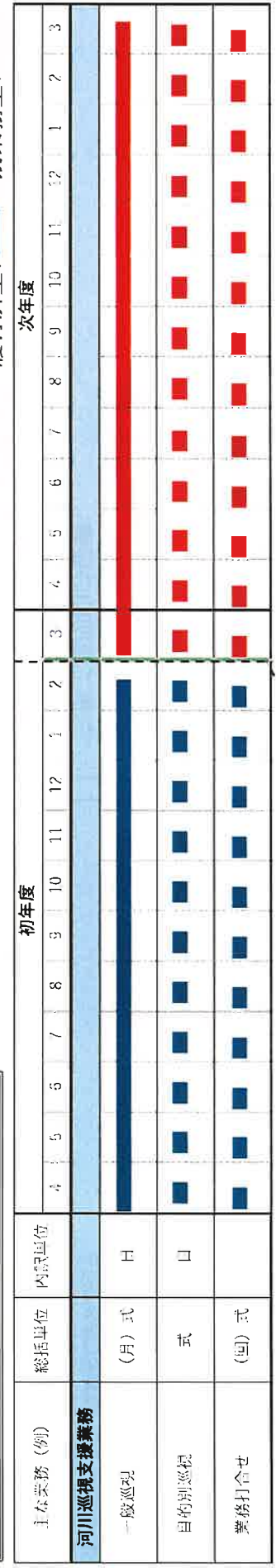
##### (4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

##### (4-3) 好事例の横展開【新規】

# 4.(8)3 (参考)業務スライドの試行導入※令和7年12月3日公表済 国土交通省

- 業務委託の価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する建設コンサルタント業務等からスライド制度(業務スライド)を試行導入
- まずはスライド額を適切に算定できる業務(賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務)などから適用を開始

## 業務スライド(増額)イメージ



- 全体スライド変更額  $A-B \times 1.5\%$   
ただし、 $A>B \times 1.5\%$ の場合のみ全体スライド適用可能
- インフレスライド変更額  $A-B \times 1.0\%$   
ただし、 $A>B \times 1.0\%$ の場合のみインフレスライド適用可能

※ 全体スライドは、契約締結から12か月以上経過した業務が対象。インフレスライドは、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象。

## 4.(9) 維持・修繕工事の積算等における留意事項

- 維持・修繕工事では小規模で点在する作業や同一地区内で施工時期が異なる作業が発生するケースが多く、小規模な作業では積算額と実際に発生する費用の乖離が大きく、工事受注者の負担が増加する恐れがあり、また、緊急対応を含む維持工事においては、24時間365日連絡体制を確保することとなり、監理（主任）技術者を始め工事受注者への負担が大きいとの声を確認されておりました。
- これを踏まえ、維持修繕工事における積算等の改善方策として、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、「維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項」をとりまとめました。

### 1. 1日未満の小規模作業に対する積算

- 監督職員は、作業場所等を考慮して日当たり標準作業量単位で作業量を指示するよう留意
- 施工パッケージ単価の作業の変更積算においては、「1日未満で完了する作業の積算」の適用を検討
- 応急処理等の1日未満の作業における実績積算では、拘束時間や支払い実態を踏まえた積算数量を採用
- 受注者は、当該作業の日報等を監督職員へ提出

### 3. 監理(主任)技術者の負担軽減

- 以下は監理(主任)技術者の現場立会(臨場)を必須とせず、事前・事後確認により作業時の臨場を省略可能
  - ① 目的物の品質管理等が不要である作業
  - ② 緊急であり迅速な対応が必須である作業
  - ③ その他受発注者で協議し、立会不要と認める作業
- 工事受注者が緊急作業に対する発注者からの連絡体制を構築する上では、以下の運用も可能
  - ① 緊急連絡先の電話番号を固定し、監理技術者を含めた受注者の職員が輪番で担当
  - ② 現場代理人と監理(主任)技術者が兼務の場合等は、本社(本店)の社員を連絡受報者に登録

### 2. 小規模・点在作業を伴う工事の諸経費

- 通年維持工事で機械の回送費や通規費等が著しく増加する場合には、間接費にて個別の積上げを検討
- 施工箇所が点在する工事を発注する際には、下記項目に留意して発注ロットを決定
  - ① 1箇所当りの工事規模(工事内容)
  - ② 1工事の施工箇所(点在箇所)数
  - ③ 施工箇所間の距離
  - ④ 工事全体の規模、工期設定

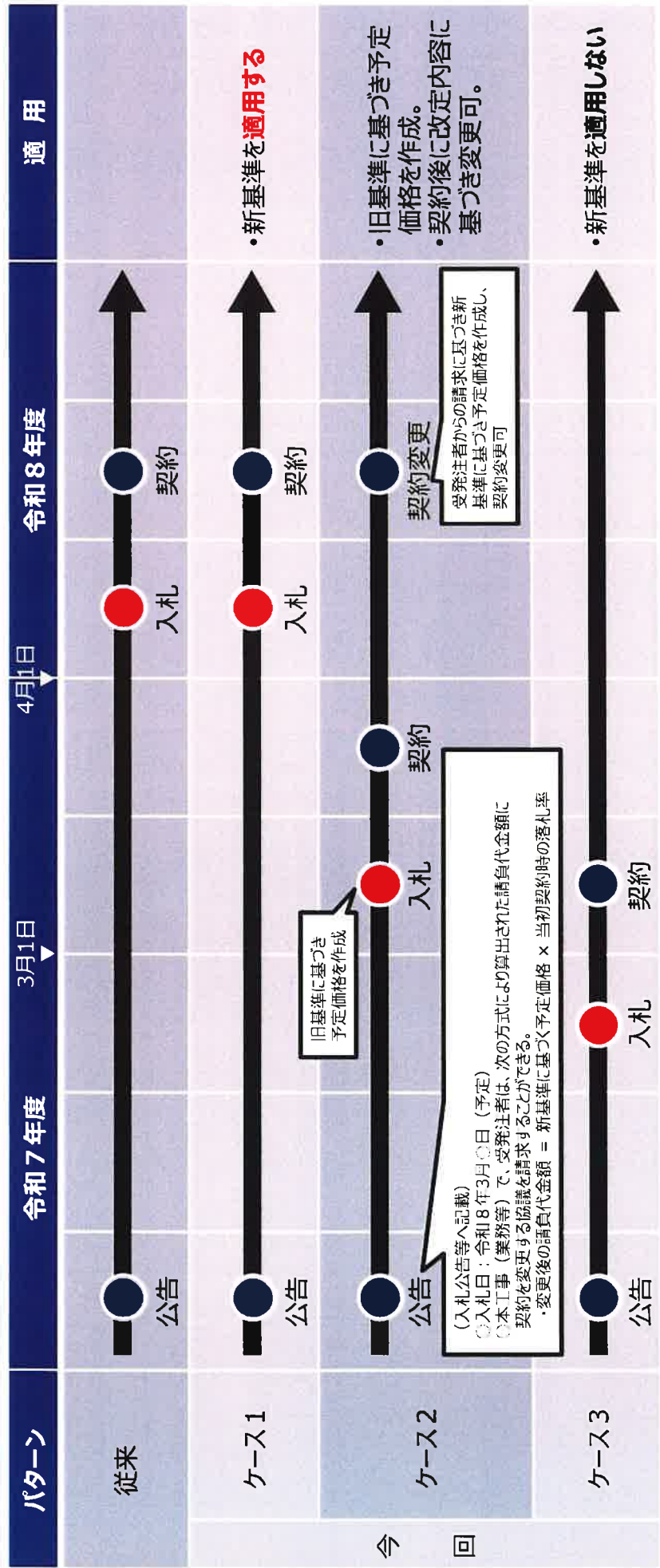
### 4. 連絡体制確保に対する経費の取扱い

- 緊急作業のために待機等が必要になる場合は、監督職員は受注者に対して明確に指示を発出することを前提とし、待機開始時点から後片付けまでの時間を対象に実績で精算
- 最終的に作業(出勤)しなかった場合でも、待機指示を出した場合には、同様に実績で精算
- 受注者に対して連絡体制の確保(自宅待機)を指示した際、連絡体制の第一受報者を拘束したと判断される場合には、費用の計上を検討

# 土木工事・業務の積算基準 改定スケジュール

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用  
 ※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可。

## 新基準の適用パターン



※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する。  
 （電気通信、機械設備関連工事・業務も同様に適用）

甲府市の水道事業は、大正2年から110年以上、皆さんの生活に寄り添ってまいりました。これからも、安全・安心でおいしい水道水をお届けしてまいります。

# KOFU WATER ボトルドウォーター「甲府の水」

日本遺産御嶽昇仙峡を源とする表流水を原水とした「水道水」を長期保存処理を施してボトルに詰めたものです。



## 「甲府の水」の特長

- 1 高い水質検査技術で安全・安心！
- 2 5年間の長期保存が可能！
- 3 環境に配慮したアルミボトル！

デザインコンセプト  
特設WEBサイト

「あたりまえの、裏にあるもの。」

安全・安心な水の“循環”と甲府市の地形をイメージしています。

## 災害に備え、非常用飲料水を備蓄しましょう

大規模災害が発生した場合には、復旧に時間がかかるため、家庭で1人1日3ℓ、7日分程度の備蓄が国から推奨されています。

「甲府の水」であれば、1人2箱（48本）分の備蓄が必要となります。

お問い合わせ先  
甲府市上下水道局 経営企画課  
〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号  
TEL 055-228-3319



▲ホームページ



▲特設WEBサイト



▲Instagram



# 甲府の水で、 暮らしを支える。



蛇口をひねればでてくるおいしい水。  
何も気にせず流せるトイレやシャワー。  
日本には、安全・安心な水を送り出す様々な技術があります。  
そして、甲府には、安全・安心な水を送り出すために、  
様々な想いで取り組む人がいます。  
甲府の水のあたりまえの裏、少し覗いていきませんか。

あたりまえの、  
裏にあるもの。



← あたりまえの裏を覗いてみる

甲府市上下水道局  
KOFU city Water works and Sewerage bureau

甲府地区



3-7

会長			事務局

資料 7

各地区建設業協会長 殿

(一社) 山梨県建設業協会  
会 長 浅野 正一  
副会長 丹澤 淳人

## 親睦チャリティーゴルフコンペ開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素より当協会の運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、会員相互の親睦を深めるとともに、社会貢献活動の一環として、下記のとおり親睦チャリティーゴルフコンペを開催いたします。  
ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、万障お繰り合わせのうえ、ご参加くださいますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 開催日時

令和8年6月4日(木)

#### 2. 開催場所

カントリークラブ グリーンバレイ  
(韮崎市穂坂町上今井 1849 番地)

#### 3. 参加資格

- ・協会会員企業の役員(取締役職)
- ・本会青年部会員
- ・建設業協会および建設業協同組合事務局関係者

#### 4. 参加人数

- ・各地区建設業協会：3組(1組4名)程度  
※ただし、甲府地区は5組以上とします。
- ・建設業協会および協同組合：計2組程度

## 5. 競技方法

### (1) 団体戦 (地区対抗)

各地区上位5名のスコア (グロス) の合計により順位を決定します。

### (2) 個人戦

参加者全員によるダブルペリア方式

(上限ハンディキャップ36)

## 6. 使用ティー

・レギュラーティーを使用します。

ただし、71歳以上の方はシルバーティー、女性の方はレディースティーの選択を可能とします。

※メンバー表に使用するティーグラウンドへ○印をご記入ください。

## 7. 費用

・プレー代 : 各自精算

・参加費 : 5,000円/人 (賞品および表彰式費用)

## 8. チャリティー

参加費のうち1,000円/人をチャリティーとして拠出いたします。

## 9. 表彰

### (1) 団体戦

優勝・準優勝・第3位

### (2) 個人戦

優勝・準優勝・第3位・BB賞

当日賞・飛び賞 ほか

### (3) その他

ドラコン賞・ニアピン賞

【仮】2026年 甲府市 熱中症対策健康会議 実施概要 案

- ☑日程 : 2026年4月22日(水) 14:00～  
※1時間～1時間半程を予定
- ☑主催 : 甲府市
- ☑主催もしくは共催 : 大塚製薬株式会社
- ☑目的 : 参加企業、団体の包括的な活動により、甲府市での  
熱中症救急送着者数の削減を目指す。
- ☑会場 : リッチダイヤモンド総合市民会館 大会議室  
山梨県甲府市青沼 3-5-44
- ☑主管部署 : 健康政策課(熱中症関連) 連携:地域保健課(高齢者支援)

樋口 雄一 甲府市長 会議冒頭 ご出席の予定となります。

正式なご案内書は、甲府市様と連携の上、  
改めてご用意させていただきます。

2025年4月1日開始

# 熱中症対策アンバサダー講座<sup>®</sup>について

主催：大塚製薬株式会社  
特別協力：独立行政法人環境再生保全機構  
後援：環境省、文部科学省、農林水産省

大塚製薬株式会社  
ニュートラシューティカルズ事業部

Ver.8 2025.07版

# 熱中症対策アンバサダー講座

主 催：大塚製薬株式会社  
 特別協力：独立行政法人環境再生保全機構  
 後 援：環境省、文部科学省、農林水産省

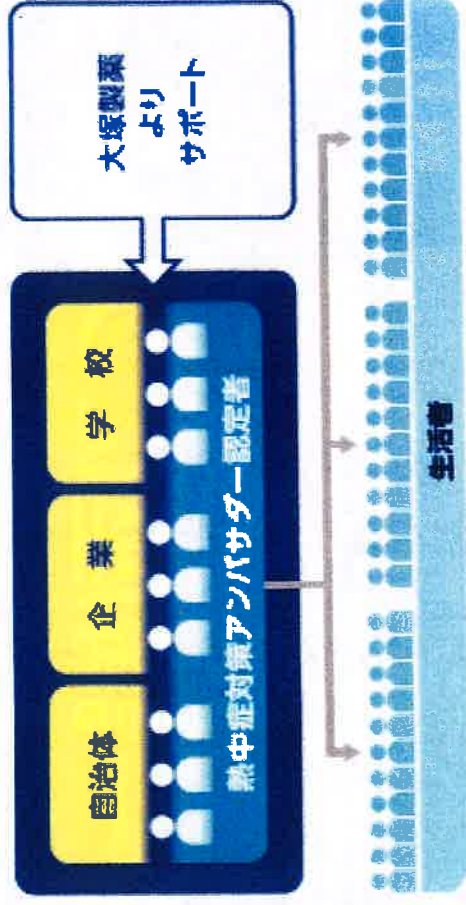
熱中症の発生を防ぐためには、個々で気を付けていくことはもちろんですが、正しい知識をもって熱中症対策をおこなうことができるよう、多くの方々に呼びかけていくことも必要です。当講座では、熱中症対策の啓発・普及活動をおこなう際に必要な知識を学んでいただくことができ、修了された方は「熱中症対策アンバサダー」として認定されます。

近年、地球温暖化による気温上昇や、生活様式の変化による新たな熱中症リスクの発生により、ますます熱中症対策の重要性が高まっています。熱中症対策を伝える“確かな人材”を増やしていきたいという自治体・学校・企業等の組織・団体の皆さま、是非この機会に、本講座をご活用いただければ幸いです。

## ご活用シーン



## 熱中症対策アンバサダーの活動イメージ



# 実施概要と実施前の流れ

## 実施概要

- 受講料 : 無料 (有効期限なし・更新料等も発生しません。)
- 開講期間 : 2025年4月～2025年12月末
- 熱中症対策アンパサダーの資格を取得するためには、講座を受講し、確認テストを受ける必要があります
- 受講のためにはメールアドレスが必須となります
- 受講のためには、お一人につき、それぞれ個別のメールアドレスが必要です。(1つのメールアドレスでの複数人認定はできません)
- 受講の際にかかる通信費は個人負担となります

## 講義内容

講義 PART1

講義 PART2

### TOPICS

(確認テストの範囲には含まれません)

### 確認テスト

※インターネットにつながる端末をご用意ください

## 実施前の流れ

### お打合せ



弊社担当者より講座実施のご提案、実施内容のご説明をさせていただきます

### 実施申込



講座実施を希望される団体様は、弊社担当者までご連絡をお願いいたします

### 参加者への講座案内



参加者用の実施案内書を事務局にて発行いたします。貴団体担当者様より受講予定者に配布ください。












## 講義内容詳細

30分程度	30分程度	30分程度	
<p><b>講義 PART1</b></p> <p>資料監修：中京大学 教授 松本孝朗先生</p>	<p><b>講義 PART2</b></p>	<p><b>トピックス動画 (2本)</b></p>	<p><b>確認テスト</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 熱中症とは                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 熱中症の現状</li> <li>- 熱中症はどのように起こるか 外的要因</li> <li>- 体温調節のしくみ</li> <li>- WBGT (暑さ指数) について</li> <li>- 熱中症と思われた時の処置</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 熱中症にならないために                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 年代別・シーン別の熱中症予防</li> <li>- 日常生活での対策</li> <li>- 暑熱順化の方法</li> <li>- 子ども・高齢者の特徴と対策</li> </ul> </li> <li>● 水分補給の話 (大塚製薬からの情報提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境省 「熱中症対策 ～近年の傾向と環境省の取組～」</li> <li>● 独立行政法人環境再生保全機構 「トピックス研修 ～主として自治体職員の方々向けの情報提供～」</li> </ul>	<p>講義 PART1/2より 出題</p>
<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「熱中症環境保健マニュアル2022 (環境省)」</li> <li>・「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (日本スポーツ協会)」の内容に準拠しています</li> </ul>			

# 「集合研修」「オンデマンド」「LIVE配信」

3パターンをご用意

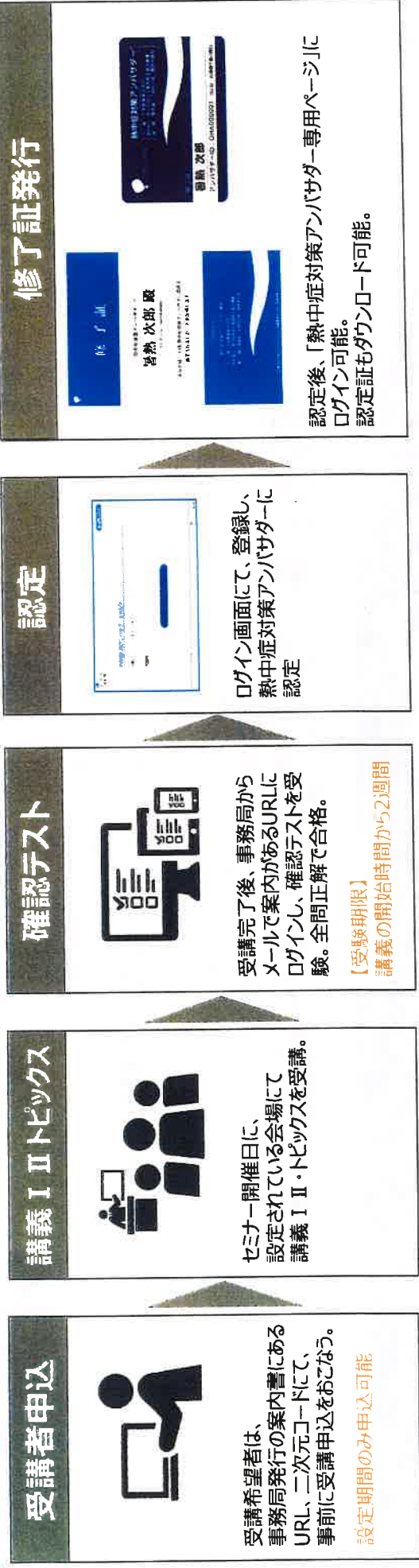
	講義 PART1/2 熱中症について知る/熱中症対策	トピックス (2本)	確認テスト
① 集合研修	 <p>(セミナー会場にて大塚製薬社員による講義)</p>	 <p>(セミナー会場での動画視聴)</p>	 <p>(Web)</p>
② オンデマンド	 <p>(動画視聴)</p>	 <p>(動画視聴)</p>	 <p>(Web)</p>
③ LIVE配信	 <p>(大塚製薬社員による講義をLIVE配信)</p>	 <p>(LIVE配信での動画視聴)</p>	 <p>(Web)</p>

# ① 集合研修



講義PART1/2 <b>合計60分程度</b> (会場受講)	トピックス (2本) <b>30分程度</b> (会場動画視聴)	確認テスト オンライン形式
---------------------------------------	--	------------------

## 講座実施の流れ



### 受講者申込



受講希望者は、事務局発行の案内書にあるURL、二次元コードにて、事前に受講申込をおこなう。

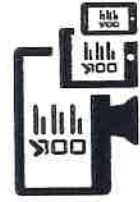
設定期間のみ申込可能

### 講義 I II トピックス



セミナー開催日に、設定されている会場にて講義 I II・トピックスを受講。

### 確認テスト



受講完了後、事務局からメールで案内があるURLにログインし、確認テストを受験。全問正解で合格。

【受験期限】  
講義の開始時間から2週間

### 認定



ログイン画面にて、登録し、熱中症対策アンバサダーに認定

### 修了証発行



認定後、「熱中症対策アンバサダー専用ページ」にログイン可能。  
認定証もダウンロード可能。

## ② オンデマンド

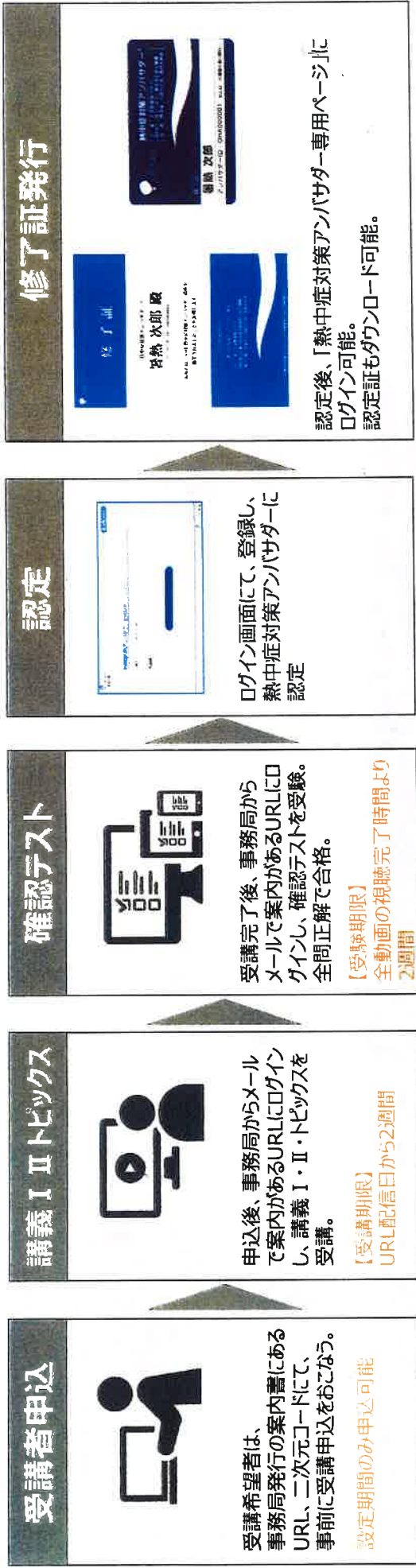
※想定外の参加を防止するために、事前登録制度を取り、登録者の方に必要な情報を送ります。



講義PART1/2 合計60分程度	トピックス (2本) 30分程度 (動画視聴)	確認テスト オンライン形式
----------------------	-------------------------------	------------------

### 講座実施の流れ

講義 I・II・トピックスは、視聴期限内であれば複数日に分けての視聴も可能です



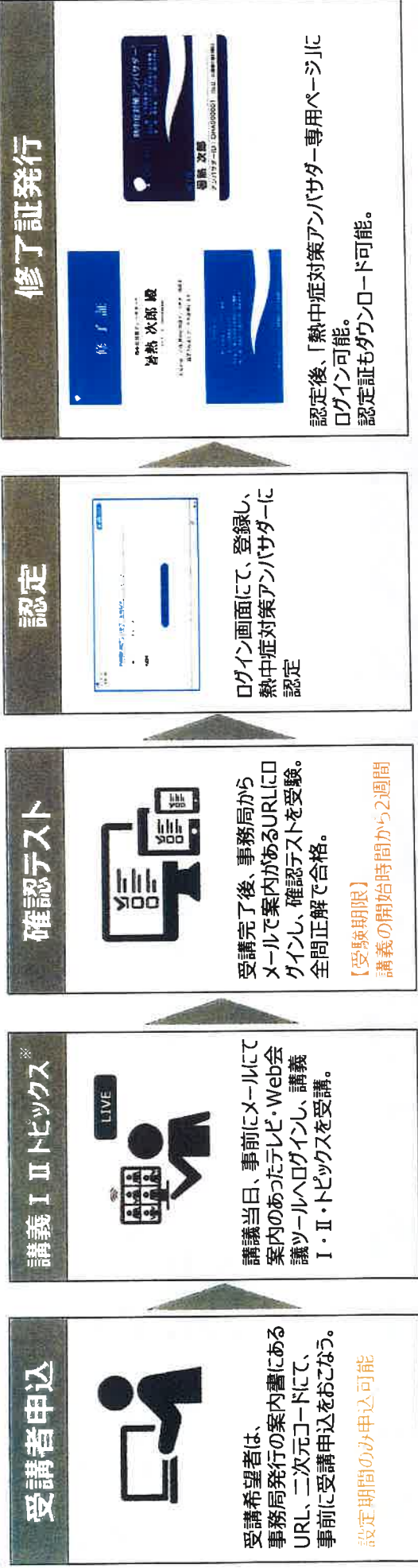
### ③ LIVE配信



※想定外の参加を防止するために、事前登録制度を取り、登録者のみに必要な情報を送ります。

講義PART1/2 合計60分程度	トピックス (2本) 30分程度 (講義をLIVE配信)	確認テスト オンライン形式
----------------------	------------------------------------	------------------

### 講座実施の流れ



※研修参加者のメールアドレスへ、事前にLIVE配信URLの送付をお願いします。研修当日、参加者の出欠確認をお願い致します。(事務局へ直接報告)



《お問い合わせ先》

大塚製薬株式会社 首都圏第一支店 大寺 啓互

TEL : 070-7789-6310(平日 : 平日9時~17時) Mail : Otera.Keigo@Otsuka.jp

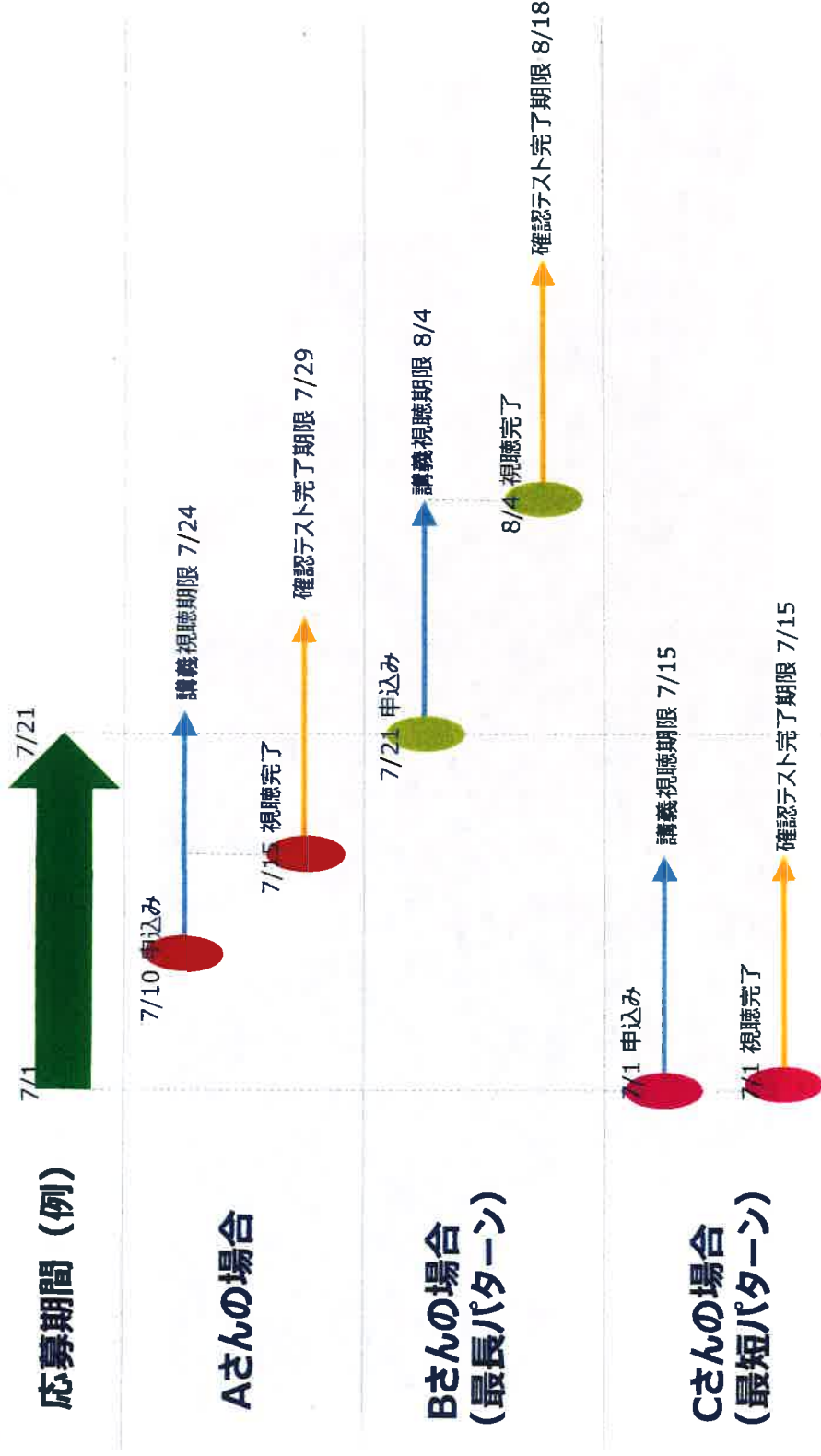
「熱中症対策アンバサダー」は大塚製薬株式会社の登録商標です。



Otsuka 大塚製薬

# 《参考》講座受講スケジュール

## オンデマンド



※敬称略

# 官民連携による 熱中症による搬送者減に向けた取り組み

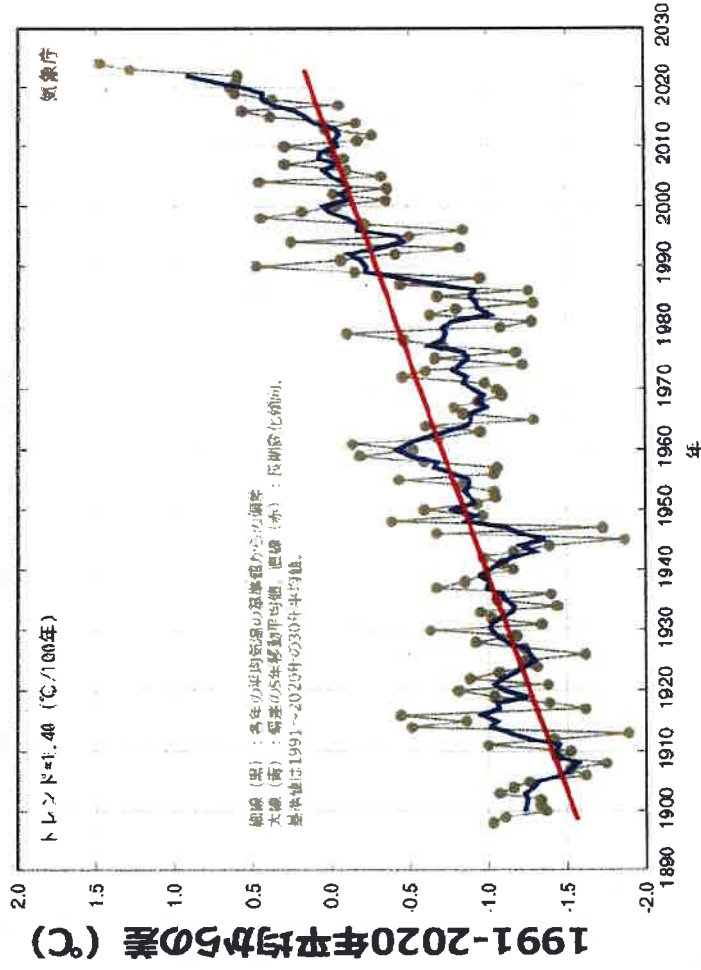


Otsuka 大塚製薬

# 上昇する気温と熱中症の救急搬送者

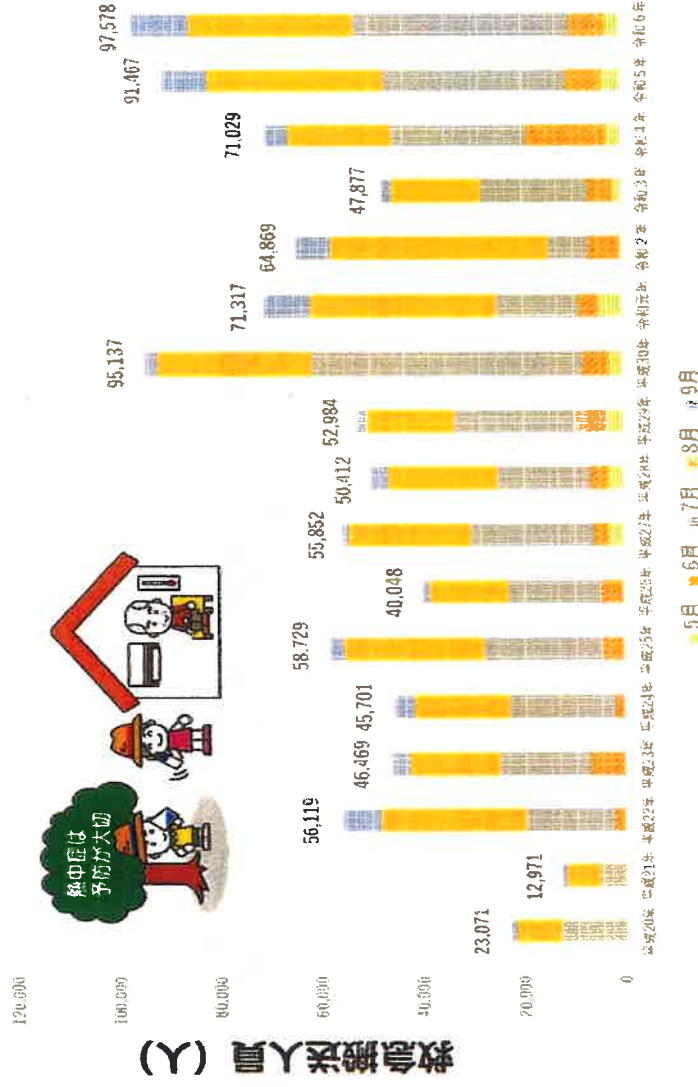
日本の年平均気温偏差

100年あたりで1.40℃気温が上昇



熱中症による救急搬送人員の状況

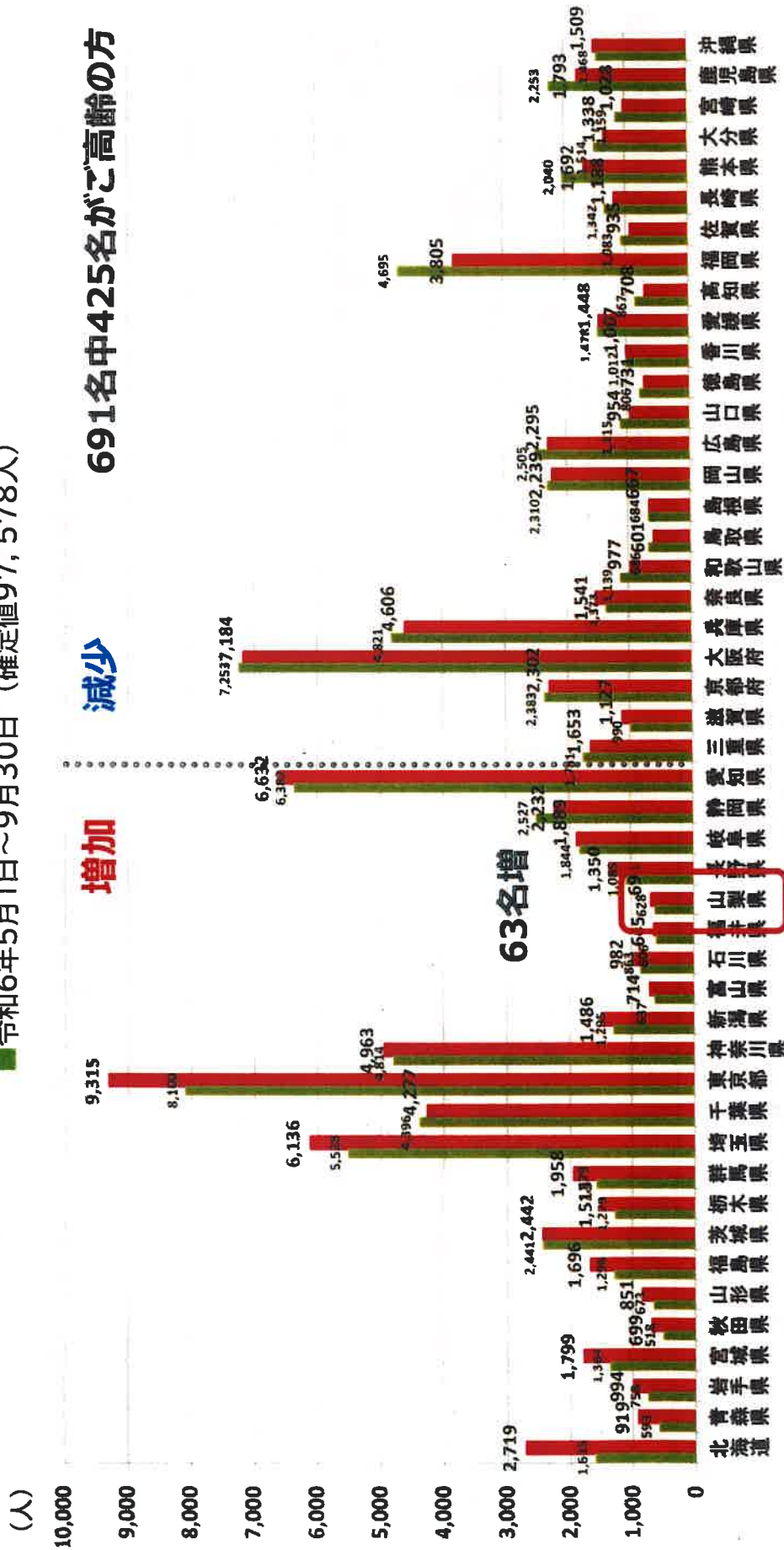
H22年以降、4~5万人を超えて推移



民間企業での対策を講じ、事業継続と社会への還元を両立させる必要性が高まる

# 前年比較 都道府県別 熱中症緊急搬送者数

■ 令和7年5月1日～9月30日 (速報値100,230人)  
■ 令和6年5月1日～9月30日 (確定値97,578人)



\*速報値(赤)の救急搬送人員は、後日修正されることでもありますのでご了承ください。

出典:消防庁 熱中症情報HP

# 環境省発表：新たにに取り組むべき3つの事項

## 熱中症対策推進検討会における検討状況

- 令和4年11月28日に開催した「第1回熱中症対策推進検討会」において、今後の施策として、新たにに取り組むべきと考える以下の3つの事項に関して、今後の検討の方向性（案）について御議論いただいた。

- ①一段上の熱中症警戒アラートの仕組みの導入について
- ②クーリンググシエーターの仕組みの導入について
- ③熱中症対策に係る地域団体の活動促進について

- 同検討会において、技術的な検討をさらに進めていく。

## 国⇨自治体様への依頼事項

- ③ 地域団体の活動促進  
＝ 大塚製薬健康会議

相違無しと環境省に確認済

## 活動の整理

- 国の指針に沿って全体活動を設計（市民、関係者理解◎）
- ①②に関しては各市での推進（弊社より他自治体事例共有、環境省連携サポート）
- ③に関し、「健康会議」開催及び、特に『熱中症リスク者』のサポートに注力

# 現状の取り組みと今後の方針



ポスター作製



熱中症対策、クーリングシエルトター取り組み



フレイル予防教室



## 今後の方針

- ・ 地域関係者を巻き込み活動の輪を広げる
- ・ 甲府市特有の課題である高齢者における熱中症対策の強化
- ・ KPIを設定して具体的な効果検証の実施

## 令和8年 取り組みご提案

# 『市民の熱中症対策促進について検討する会議』

### □開催目的

- ・熱中症対策を包括的に行い、熱中症救急搬送者数減を目指す
- ・熱中症対策を一過性ではなく継続的なものにするため、リテラシーの向上を図る

### □主催・共催

甲府市・大塚製薬株式会社 首都圏第一支店

### □開催場所

甲府市総合市民会館（リッチダイヤモンド総合市民会館）

### □参加者（案）（敬称略）

甲府市（健康政策課・地域保健課）・流通企業（ドラッグ・スーパー）・栄養士会・薬剤師会

郵便局 他甲府市協定先

### □開催時期(案)

2026年4月22日14時～（約90分）



◆甲府市協定締結先

団体

大塚製薬、明治安田生命保険相互会社、サンロード、東京海上日動火災保険株式会社、日本郵便、一般社団法人甲府青年会議所、

大学

山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、山梨英和大学、帝京科学大学

## 本会議のKPI

- ①熱中症対策救急搬送者数を前年より減らす。  
R4年度80名⇒R5年95名⇒R6年度106名⇒R7年100名
- ②65歳以上高齢者の救急搬送者数を前年より減らす。  
R4年度37名⇒R5年47名⇒R6年度55名⇒R7年51名
- ③クーリングシエルター・クールシエアースポット開設数を前年より増やす。  
R7年度 92施設  
・クーリングシエルター 公共施設：29 民間：19  
・クールシエアースポット 公共施設：1 民間施設：43

### 【参考】

●熱中症対策実行計画の目標（R5年5月30日閣議決定）

中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者が、現状から半減することを目指す。

●熱中症による死亡者数（人口動態統計）R6年2,160人のうち高齢者1,835人（85.0%）H30年以降8割超で推移

# アジェンダ案

司会:大塚製薬

- 甲府市代表者 ご挨拶
- 近年の熱中症救急搬送者の動向について
- 2026年度 活動プランについて  
各団体様との具体的連携活動について (発表 甲府市様・企業団体様・大塚製薬)
- クロージング  
(大塚製薬株式会社ニュートラシューテイクルズ事業部首都圏第一支店)
- 写真撮影

# 熱中症対策健康会議のご紹介：①静岡市エリア



※静岡鉄道株式会社は当日諸事情により不参加でしたが、活動に賛同いただき啓発を実施

## 【公共交通機関】



## 【スポーツ】

静岡市サッカー協会  
ベルテックス静岡  
清水エスパルス

## 【企業】



## 【高齢者】

静岡市薬剤師会、清水薬剤師会

## 【主催・共催】



## 【子ども】

静岡市教育委員会

## 【農業従事者】

JA静岡経済連  
JA静岡市、JAしみず

## 【協力】



活動ご賛同 → 今夏、集中した熱中症啓発実施



## 熱中症対策健康会議のご紹介：①静岡市エリア

会議において、KPIを設定。ご賛同団体と共有 → ゴールを明確化

- ① **達成** 熱中症救急搬送者数 昨年比減  
(R6年度 232人 → R7年度 177人)
- ② 65歳以上高齢者 構成比減 ※搬送者総数からの割合  
(R6年度 53.4% → R7年度 54.8%)
- ③ **達成** クーリングシルター開設数増  
(R6年度 260施設 → R7年度 288施設) ※10/8時点

※内訳：R6年度 公共施設：80施設 民間施設：180施設  
：R7年度 公共施設：80施設 民間施設：208施設

## 熱中症対策健康会議のご紹介：②大分都市広域圏

**KPI：熱中症における搬送者数の削減・死亡者ゼロ**

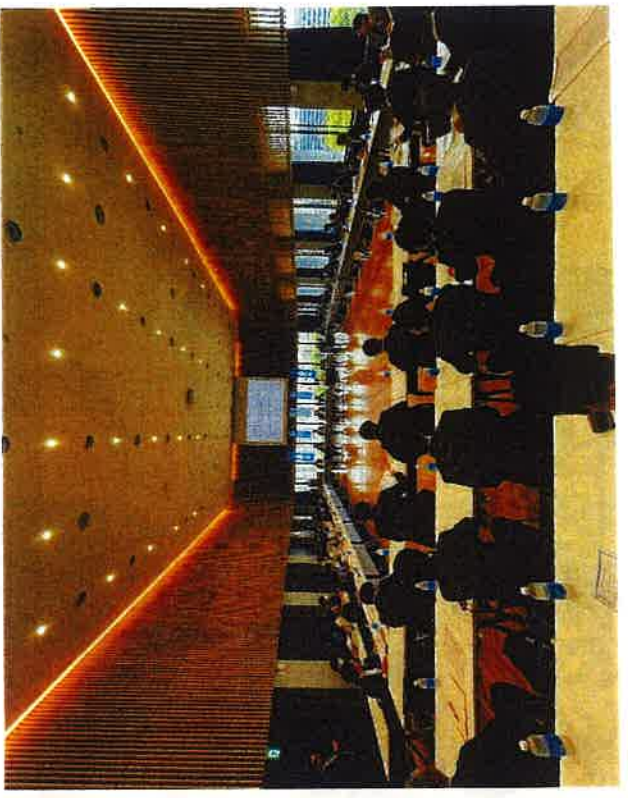
**参加者**

**8自治体：**熱中症対策関係課、クーリングシェルター担当課

**30企業・団体：**スーパー、コンビニ、マスメディア、交通、大学、薬剤師会等



発表により国の方針に沿って取組みを進めていくため、参加者の意識の統一化を図る

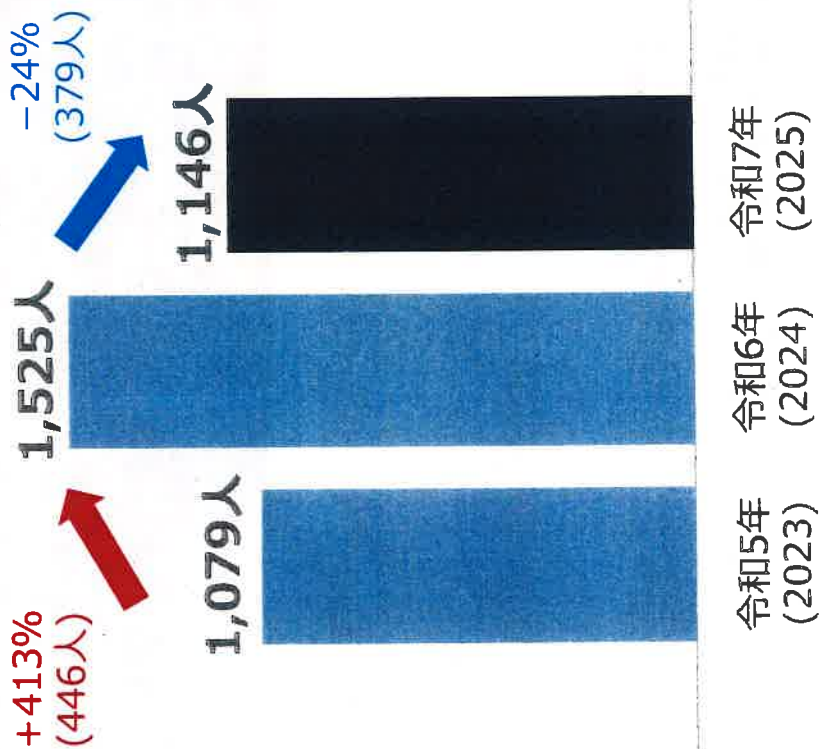


# 熱中症対策健康会議のご紹介：②大分都市広域圏

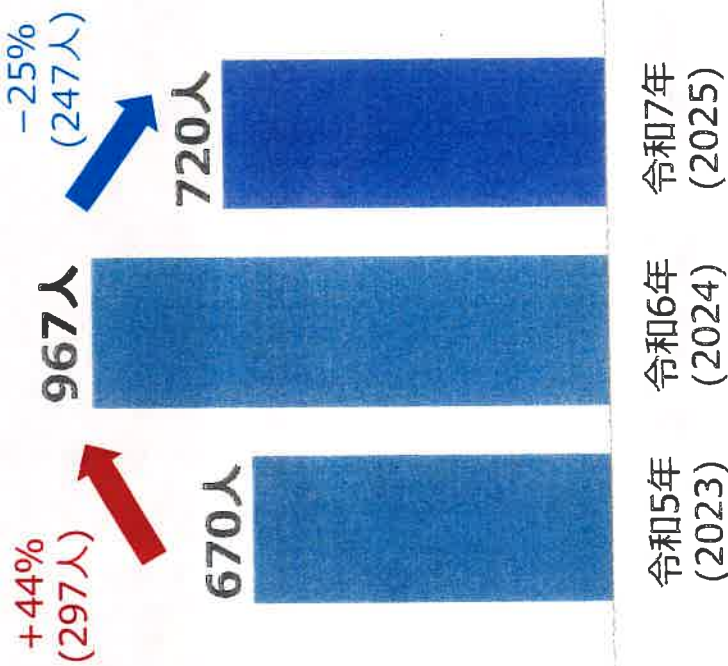
## 熱中症救急搬送者数の推移

期間：5月～9月

### 大分県



### 都市広域圏



出典：大分県HP 令和5～7年度熱中症による救急搬送状況 第1週～第23週 確定値から算出 ※令和7年度のみ速報値

# 【例】熱中症リスク者（シニア、子ども）への情報伝達

【秘】

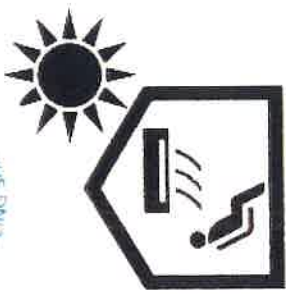
- ◆対象 : 市内 保険調剤薬局
- ◆期間 : 令和7年5月～ 期間応相談
- ◆目的 : **リスクが高い高齢者、子どもへの熱中症のご啓発**

啓発 熱中症啓発ツール設置  
地域へのお声かけ実施

対処 クーリングシェルター開設推進



北東市高齢者施設  
 クーリングシェルター  
 COOLING SHELTER



◆24年度より『医療従事者』の受講が可となりました。  
各薬局様の積極的な取得をお願いします。

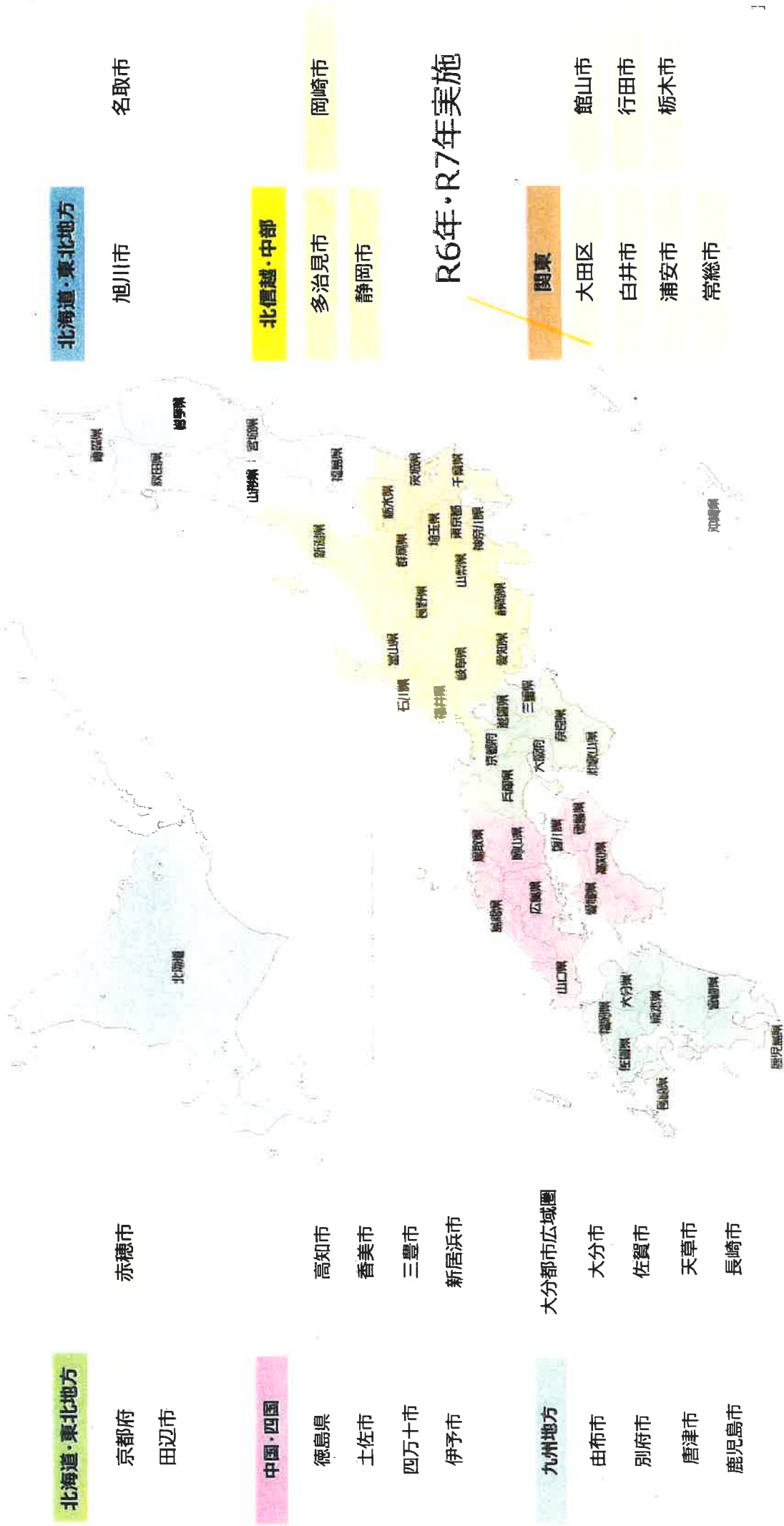
◆シニアの受け入れ、施設内での情報提供にご協力を  
お願いします

# 今後の進め方について

## 想定スケジュール

- 2026年
- 1月 熱中症対策会議のご案内
  - 1月末 熱中症対策会議の開催日時確定
  - 2月 参加を依頼する企業団体への案内と確定
  - 3月 会議当日のアジェンダ決定 参加企業への共有
  - 4月 熱中症対策会議の開催（キックオフ会議）
  - 5-9月 取組みを実施
  - 10月 取組み結果報告検証会の開催（来期に向けた検討）

# 全国実施事例：熱中症対策健康会議



案

(一社 甲建 発第 号)  
令和8年 月 日

各位

一般社団法人甲府地区建設業協会  
会 長 齋 藤 茂 (公印省略)

無人航空機操縦士（2等）資格取得支援について（追加募集）

日頃から、当協会の事業に対し、深いご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、昨年度に引き続き今年度も「無人航空操縦士」の資格取得支援を実施いたします。

近年、本資格のニーズはますます高まっており、当協会といたしましても継続的な支援が必要であると判断いたしました。よって本年度も下記のように支援する事に決定しました。

助成金1名あたり¥50,000円（初学者の場合）

（リスクリング支援コースの補助金を使用した場合の2等無人航空機操縦士（初学者）資格取得における自己負担額の概ね50%）

つきましては資格所得支援を希望される方は下記調査表に記入の上、甲府地区に返信をお願い致します。（ 月 日（ ）までに返送願います）

【注意事項】

予算の都合上、支給人数に上限があります。（概ね10名）

支援対象者になられた方の所属会社に事務局から連絡をします。

不明な点は甲府地区事務局までお問い合わせ下さい。

◎ 3月理事会資料

資格取得支援確認票

会社名 : \_\_\_\_\_

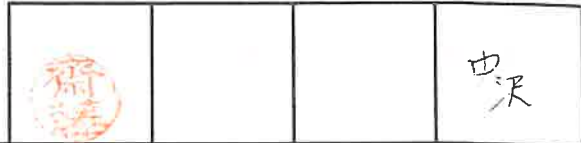
氏 名	
氏 名	

(一社) 甲府地区建設業協会事務局

メール [kofushib@green.ocn.ne.jp](mailto:kofushib@green.ocn.ne.jp)

F A X 055-237-5041

NO.3建設業担い手確保に向けた魅力発信事業  
建設技術等体験会【農林高等学校】



1. 目的	進路を決める前の高校生を対象に、建設業で働いている人の想いを伝えることや、建設現場で活用しているICT（情報通信技術）に触れることを通じて、建設産業の存在意義や魅力を感じてもらい、入職意識を醸成する。
2. 開催日時	2026年3月10日（火） 10:55～12:45
3. 開催場所	山梨県立農林高等学校 施行実習室・体育館北側（砂利）・体育館
4. 参加者	生徒 35名（環境土木科1年生20名、2年生15名）
5. 授業内容	<p>第1部 講演</p> <p>①建設産業で働こう 講師：（一社）山梨県建設業協会 宮沢 英莉</p> <p>②建設産業の魅力とやりがいについて 講師：有限会社アキヤマ機工建設 秋山 亮太</p> <hr/> <p>第2部 重機乗車体験及びICT等体験</p> <p>①重機乗車体験（バックホウ2台）【屋外】</p> <p>②杭ナビ体験【体育館】 トプコン LN-150（逆打測量による正方形の位置出し）</p>



NO.4建設業担い手確保に向けた魅力発信事業  
建設技術等体験会【山梨県立甲府城西高等学校】



中沢

1. 目的	進路を決める前の高校生を対象に、建設業の意義や魅力を伝え建設現場で活用している重機に触れることを通じて入職意識を醸成する。
2. 開催日時	2026年3月18日(水) 8:55~11:45
3. 開催場所	山梨県立甲府城西高等学校 1階「製図室」、グラウンド
4. 参加者	生徒55名(工業科1年生25名、2年生30名)
5. 授業内容	<p>第1部 講演</p> <p>①建設産業で働こう 講師:(一社)山梨県建設業協会 業務課 宮沢 英莉</p> <p>②建設産業の魅力とやりがいについて 講師:羽黒工業(株) 小田切 優次 講師:(株)坂本建運 阿久津 修平</p> <p>第2部 建設業で活躍する建設機械の実演・演習</p> <p>①締め固め用建設機械(ローラー)の紹介及び乗車体験 担当:(株)早野組</p> <p>②移動式クレーンの紹介及び乗車体験 担当:(株)坂本建運</p> <p>③ 車両系建設機械(油圧ショベル)の紹介及び乗車体験 担当:羽黒工業(株)</p>



## 令和7年度 農務部会

活動月	年間事業報告	備考
6月	部会会議 ・令和7年度農務部会事業計画について ・ほ場整備事業に伴う残土処理場について ・安全合同パトロールについて ・土地改良に関する仕事づくりについて	
	土地改良事業に関する意見交換会	
7月	農業農村整備技術研修会	
	農業農村整備事業の実施に伴う意見交換会	
	地方病溝渠の現状調査実施	
8月	部会会議 ・地方病予防溝渠調査報告資料を中北農務事務所へ提出 ・家畜伝染病発生時の体制. 作業マニュアルについて（作業体制の確認） ・熱中症対に資する現場管理費の補正について	
10月	特定家畜伝染病発生時における埋却予定地の現地確認	
11月	部会員との養鶏農家現地確認	
12月	安全合同パトロール	









## 令和7年度 広報部会

活動月	年間事業報告	備考
通年	(一社)甲府地区建設業協会活動に関する情報発信(対内/対外) ・ホームページ掲載更新:4月から3月時点:43件	
通年	甲府地区建設業協会Instagramのコンテンツ作成/投稿 ・Instagram掲載更新:4月から3月時点:45件 ・Instagram閲覧者数:2万人(建設まつりに向けての広報にて)	
通年	甲府地区建設業協会ホームページの運営・管理 ・ホームページコンテンツ配置の修正(済) ・令和7年度、8年度版への変更/データ差替え(済) ・投稿フォーム決定/Googledriveスプレッドシート作成管理	
通年	広報部会活動におけるデータの記録・整理・保存 ・Googledriveにて作成保存また、オズプリンティングと 同時閲覧及び入稿投稿用共有フォルダ作成の実施(済)	
通年	甲府地区建設業協会PR動画の作成(動画素材の取材/撮影/構成) 動画イメージ修正構成中※オズプリンティングとの協議進行中	
通年	甲府地区建設業協会イメージアップのための広報戦略及び企画立案 ・建設まつりにてInstagramフォローのお願い 既存444名→651名(建設まつり時)→現在608人 ・建設まつりにて甲府地区オリジナルフォトブースパネルの設置(済) ・甲府地区リーフレット/オリジナルエコバック/シールの配布(済) ・甲府地区建設業協会マスコットキャラクターの作成(済) ・親子(小学生)を対象にした土木史跡ツアーの考案/協議中	
通年	広報マニュアルの作成・運用 ・各種担当による広報マニュアル作成中	
毎月	部会会議の開催 ・6月から毎月:広報部会議10回開催(3月時点) ・担当別小会議:適宜開催	



令和7年度 林務部会

活動月	年間事業報告	備考
4月	危険個所調査のとりまとめ	
5月	県民緑化祭りへの参加	
6月	山梨県森林防犯協議会 理事会・総会への参加	
6月	(一社) 山梨県建設業協会林務部会への出席	
6月	甲府警察署管内森林防犯協議会 理事会・総会への参加	
9月	治山林道課、建災防、県建協林務部会の合同現場パトロールへの参加	
10月	山梨県林業祭りへの参加 小瀬スポーツ公園	
11月	令和7年度治山林道課との意見交換会への参加	
11月	甲府警察署管内森林パトロールへの参加	



## 令和7年度 地域貢献部会

活動月	年間事業報告	備考
4月 社会貢献活動 (甲府市)	・荒川河川敷のジャーマンアイリス手入れ 維持管理、除草 (外注)	4月24日～ 26日実施
6月 講習会	・普通救命講習 (令和7年度1回目)	6月9日実施 (15名参加)
6月 部会会議	・会議 年間行事予定について	6月16日実施
7月 社会貢献活動 (甲府市)	・甲府市荒川河川敷のジャーマンアイリス手入れ 維持管理、除草 (甲府市建設安全協議会と合同) 河川美化運動の一環として育成管理を行いサイクリングロード を通行される方々の憩いの場となるようにする。	7月1日実施 (86名参加)
7月 社会貢献活動	・甲府地区建設業協会及び周辺道路の清掃、植樹樹手入れ 除草、ゴミ拾い	7月1日実施
9月 社会貢献活動 (甲府市)	・荒川河川敷のジャーマンアイリス手入れ 維持管理、除草、球根植えつけ (外注)	9月26日～ 30日実施
10月 社会貢献活動 (甲斐市)	・甲斐市竜王駅北口ポケットパーク維持管理、除草 (甲斐市建設安全協議会と合同)	10月2日実施
10月 社会貢献活動 (献血)	・献血活動 山梨県赤十字献血センターより協力要請を受けての実施 全国的に献血協力者が減少し血液が不足している為	10月10日実施 (107名参加)
10月 講習会	・給水装置配管技能講習	10月16日実施 (17名参加)
10月 講習会	・普通救命講習 (令和7年度2回目)	10月29日実施 (14名参加)
11月 社会貢献活動 (南アルプス市)	・南アルプス市県道5号線維持管理、道路清掃 (南アルプス市建設安全協議会と合同)	11月6日実施
1月 講習会	・普通救命講習 (令和7年度3回目)	1月29日実施 (13名参加)
冬季	・甲府地区建設業協会及び周辺の除雪作業 (降雪時)	実施無し

## 令和7年度 災害対策部会

活動月	年間事業報告	備考
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路啓開説明会（部会員）</li> <li>・ 河川巡視業担当者確認</li> </ul>	
6月 部会会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間活動計画について</li> <li>・ 災害箇所・要望箇所について</li> <li>・ 河川災害調査</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山梨県防災備蓄倉庫点検 参加者：中北建設事務所・災害対策部会員</li> <li>・ 災害応急対策時における無線機（ハンディ型）連絡訓練 参加者：中北建設事務所・各市町・甲府地区会員</li> <li>・ 地震防災訓練（被災情報収集・伝達訓練FAX送信）</li> <li>・ 災害箇所・要望箇所の取り纏め</li> <li>・ 防災行政無線の操作確認</li> <li>・ 会員へ災害連絡網配布</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雪氷対策会議</li> <li>・ 防災倉庫の整理、在庫確認</li> <li>・ 敷鉄板保有枚数調査</li> </ul>	
11月～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲府地区所有ホイールローダーの点検</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域応援業務に関する情報伝達訓練（Zoom併用）</li> <li>・ 中北建設建設事務所 道路課、新環状道路建設事務所へハンディ無線配備</li> <li>・ 甲府地区へ新環状道路建設事務所用、固定無線機設置</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時体制資料確認作業</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時体制資料確認作業</li> <li>・ 災害倉庫 外灯、室内灯、室内コンセント設置</li> </ul>	
その他		

## 令和7年度 安 全 部 会

活動月	年 間 事 業 報 告	備 考
5月	年間事業計画書について 安全指導者教育・安全大会への対応について	
6月	全国安全集会推進大会へ参加 6/6 安全大会・安全教育(CPDS2unit)を実施 6/25 建設業における化学物質管理者講習6/17 7/16 保護具着用管理責任者講習6/19 7/17	
8月	部会会議 森林環境部 安全パトロールについて	
9月	安全指導者講習 部会会議 県土整備部・農政部 安全パトロールについて	
10月	部会会議 営繕課 安全パトロールについて	
11月	部会会議 農政部 安全パトロールについて	
12月	部会会議 県土整備部 年末安全合同パトロールについて	
2月	部会会議 県土整備部・営繕課 パトロールについて	
安全パトロール 実施日程	【県土整備部】 9/30・12/15(合同)・3/19 【営繕課】 10/29・2/25(合同) 【農政部】 9/26・12/8(合同) 【森林環境部】 9/10(合同)・10/3 実施回数 9回 33現場	
その他	ゼロ災宣言運動実施、推進、三大災害の防止対策の徹底	

令和7年度 青年部会・担い手部会

活動月	年間事業報告	備考
4月		
5月	第1回役員会	第1回例会
6月	第2回役員会 献血活動の実施 6/6	
7月	第3回役員会 県協青年部会 勉強会・懇親会への参加 7/30	第2回例会
8月	第4回役員会	
9月	第5回役員会	第3回例会
10月	第6回役員会 建設まつりへの参加 10/25 自動車くらの実施 竜王小学校 10/31	
11月	第7回役員会 県協青年部会 総会 11/14 自動車くらの実施 小笠原小学校 11/4 八田小学校 11/12 敷島南小学校 11/25	第4回例会
12月	第8回役員会 自動車くらの実施 常永小学校 12/4 羽黒小学校 12/10	
1月	第9回役員会 建設産業説明会の実施（担い手部会合同） 甲府市立東中学校 1/29	第5回例会
2月	第10回役員会 建設産業説明会の実施（担い手部会合同） 甲府工業高等学校 2/6	
3月	第12回役員会 建設産業説明会の実施（担い手部会合同） 農林高等学校 3/10 城西高等学校 3/18	第6回例会

